

第七十六回 参議院 地方行政委員会 會議録 第二号

昭和五十年十一月六日(木曜日)
午前九時四十分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

原文兵衛君

委員

金井 元彦君
安田 隆明君
野口 忠夫君
神谷信之助君

安孫子藤吉君
井上 吉夫君
岩男 頼一君
夏目 忠雄君
橋本 繁蔵君
小山 一平君
和田 静夫君
阿部 憲一君
上林繁次郎君
市川 房枝君

國務大臣
自治大臣

福田 一君

政府委員

植弘 親民君

事務局側

伊藤 保君

説明員

大嶋 孝君

自治省行政局公務員部福利課長

本日の會議に付した案件

○昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改正等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(原文兵衛君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改正等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。福田自治大臣。

○國務大臣(福田一君) ただいま議題となりました昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改正等に関する法律等の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

政府は、恩給年額の増額を図るため、恩給法等の一部を改正する法律案を今国会に提出いたしておりますが、これに伴い、地方公務員の退職年金制度についても、恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるほか、廃疾年金の受給資格の消滅時期の延長、給料年額の算定方法の改正に伴う退職年金等の年金額の是正等の措置を講ずるとともに、地方議会議員に係る退職年金等の増額改定措置及び地方団体関係団体の職員に係る退職年金制度について地方公務員共済組合制度の改正に準ずる措置を講ずる必要があります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、地方公務員共済組合制度の改正に関する事項のうち恩給制度の改正に伴うものについてであります。

その一は、恩給年額の増額の措置に準じ、地方公務員共済組合が支給する退職年金等の額について増額することとしております。すなわち、その額を、昭和四十八年度以前の退職に係るものについては昭和五十年八月分から二・九・三%増額するものとし、加えて、昭和四十四年度以前の退職に係るものについては昭和五十一年一月分から退職時期の区分に応じ、さらに三・七%を限度として増額する措置を講ずることとしております。

その二は、恩給における最低保障額の引き上げに伴い、退職年金、廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を引き上げる措置を講ずることとしております。

その三は、恩給における八十歳以上の高齢者に支給する普通恩給等の加算措置が改善されたことに伴い、年金条例職員期間等を有する八十歳以上の高齢者に支給する退職年金、廃疾年金及び遺族年金について、その額に十年を限度として最短期間を超えて年数一年について給料年額の三分の一に相当する額を加える措置を講ずることとしております。

その四は、恩給における増加恩給の額が増額されたことに伴い、公務による廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を引き上げる措置を講ずることとしております。

その五は、以上の措置のほか、旧軍人等の加算年の年額計算への算入要件の緩和等の措置を講ずることとしております。

第二は、その他の地方公務員共済組合制度の改正に関する事項であります。

その一は、廃疾年金を受ける権利は、廃疾の状態に該当しなくなった日から廃疾の状態に該当することなく三年を経過したときに消滅することとし、廃疾の状態に該当しなくなったときは、その間、廃疾年金の支給を停止することとしております。

その二は、掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の最高限度額を三十一万円に引き上げることとしております。

その三は、旧沖繩県町村吏員恩給組合の恩給条例の規定により退職料等の受給権を有することとなる者及び旧樺太にあった市町村の退職年金条例の規定による退職料等の受給権を有していた者について、それぞれ当該退職料等に相当する給付を支給する措置を講ずることとしております。

その四は、昨年度において、長期給付の給付額の算定の基準となるべき給料の算定方法が、退職前三年間における掛金の標準となった給料から退職前一年間における掛金の標準となった給料に改正されたことに伴い、昭和四十四年度以前に退職した者のうち、退職年金等の年金額の是正が必要なものについては、その年金額の是正措置を講ずることとしております。

その五は、更新組合員またはこれに準ずる者の地方公共団体における特異な雇用状況にあった期間を退職年金の受給資格を得るための期間として取り扱う措置を講ずることとしております。

第三は、その他の制度の改正に関する事項であります。すなわち、地方議会議員共済組合が支給する退職年金等について、増額改定をするともに、地方団体関係団体の職員の年金制度について、地方公務員共済組合制度における措置に準じて所要の措置を講ずることとしております。

以上が、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改正等に関する法律等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(原文兵衛君) これより質疑に入ります。

す。

質疑のある方は順次御発言願います。

○阿部憲一君 今回の地方公務員の退職年金制度の改正は、昨年と比べまして制度的改正部分が少ない、非常な小幡なものとなっておりますが、前回の共済法の改正の際につけられました例の附帯決議についてはどのように対処されましたか。

○政府委員(植弘親民君) 前回、当委員会で御決議いただきました附帯決議につきましては、全般的に申し上げますと、御趣旨のあるところを十分検討させていただいておりまして、できるものならば明年度の全般的改正の段階において措置できるものは措置させていただくというつもりでいま関係省庁とも打ち合わせてございますが、若干細かく申し上げますと、一の、関係関係会議の問題につきましては、いまそれぞれ厚生年金につきましましては厚生省で、あるいは国家公務員の共済につきましましては国家公務員共済審議会、私どもの地共済につきましては地方共済審議会等におきまして、将来の抜本改正の方向に向けて問題点を摘記いたしまして検討中でございます。そこで、あらかたそこらのところが済みました段階において、こういったような共同の協議機関を設けるといいうようなことで進ましていただいておりますところでございます。

それから二番目の問題は、いわゆる抜本的改正等が行われる場合におきまして、いわゆる財政方式と言いますか、現在の積み立て金をやめて賦課方式にするかどうかといったような問題、あるいは公的負担をどうするかといったような問題でございますが、これもこの御趣旨にございまして、ように、抜本改正の中において、どのように位置づけするかということで、いま最も中心的に検討させていただいておりますところでございます。

それから三番目の問題は、しばしばお答えいたしてございますが、恩給あるいは他の公的年金と関係がございますが、いわゆるスライドにつきましましては、実際上恩給につきましまして賃金スライドがルール化されてございます。ただ問題は、法律的

に、制度的に賃金スライドが定められていないので、その点をききましてはどうかという当委員会の御趣旨でございますが、やはりこれは恩給との関係もございまして、私どもとしては制度化することが望ましいとは十分存じておりますが、現在のルール化されているものを今後も続けていたいただきたいというふうな考えでございます。

それから四番目の問題は、最低保障の引き上げであります。現在でもなお最低保障額の適用を受けている者が相当数ありますというところは、制度の基本としてやはり真剣に考えなければならぬ問題と思っております。年々引き上げさせていただいております。それからまた、これは消費者物価と言いますか、厚生年金において改定が行われますと、いわば自動的に改定で措置するようになっておりますが、今年もさしていただいております。

それから遺族年金の問題であります。遺族年金が二分の一のいかどうかという問題は非常に大きな問題でございまして、これは抜本改正の中では最も中心的課題として取り上げなければならぬ問題だと思っております。

それからあと、八の退職公務員に対する短期給付の適用であります。これは前回も当委員会でも御議論ございましたけれども、一番基本的な問題になっております退職医療全体をどうするかという社会保障における根本の問題と思っております。厚生省もいま真剣に社会保障の担当省といましてこの退職者の医療保険をどうするかという問題を考えておりますので、これも私どもは相当中心的な課題として検討させていただいておりますところでございます。

それからあと、十一番の、互助組織、いわゆる互助会といったようなものの団体共済の加入の問題であります。これは毎回のことでございまして、基本的には社会保険統一という方向がございまして、現在厚生年金に入っているものを引き抜いて共済組合制度に入れるということについては、社会保障制度審議会その他非常に

大きな反対を示しております。ただ、昨年までも、議院修正でお願いいたしました、たとえば道路公社なり、住宅公社あるいは土地開発公社といった法律をもってできました特別なものにつきましましては、その性格上、団体共済に入れていただくというところ、議会の力をかりまして入れていただいておりますが、いわば任意的な団体でございまして、こういったものにつきましましては、相当関係者の間においては議論のあるところでございます。非常な困難な問題と思っておりますが、御趣旨を体しまして、できるだけ関係省庁とも折衝を続けていきたい、このように考えております。

○阿部憲一君 いまお話がありましたけれども、やはり法体系から言いますと、厚生年金、あるいは恩給、あるいは国家公務員共済、これに準じて改正していかねばならないことは当然であるまいしょうが、何といましようか、当局の御説明は始終抜本的改正、改正と言っていて、じいせんとして検討中、検討中で続いているような感じがします。速やかにひとつ結論を出すようにお願いしたいと思っておりますが、なお、公明党でもこの案を発表いたしました。ひとつこれ御参考にしていただきたい、こう思うわけでございします。

それから具体的な改正部分についてちょっと伺います。年金額の引き上げを二九・三%の給与スライドとしておりますが、人事院勧告は上薄下厚となつております。上位の等級では逆に現職の場合よりも有利になるのではないかと、このようにも思われますが、この点いかがでございますか。

○政府委員(植弘親民君) 上薄下厚といいますが、そういうふうな現在の給与体系がなつていのかといえます。多分そういう傾向がございします。と申しますのは、私どもが毎年行っている地方公務員給与実態調査を見ましても、二十歳ぐらいの層の職員と四十四、五歳の職員の層と、十年前が大体三倍ぐらいの差がございまして、いま、大体二倍以下ぐらいになっていまして、その

意味ではこれは上薄下厚と云えるかどうか知りませんが、上位者と下位者との差が大分縮まってきたということは計数的に言えることは言えます。しかし、それが給与体系として適当かどうかという点について、私、いまここでそれを批判するとかいうような力を持っておりません。ですが、事実上はそういうふうになっております。

したがって、毎年の人事院勧告によりまして給与改定が行われますと、おっしゃる通りに、それぞれの等級のところによりまして差があることは事実であります。それを一律のアップ率でやるのは適当でないんじゃないかという御意見だと思えます。なるほど、それぞれの等級におつたところの者を、退職時における等級の差によってということになりますと、理論的にはおっしゃる通りに差を設けるべきだと思えますが、なかなか大変だということ、従来は一本でやって、平均のアップ率でやってまいりましたわけですが、しかし、いま阿部先生御指摘のような問題点もあるやうなことで、恩給関係でもその点を少し検討しようという空気がございます。したがって、私どももやはり恩給と均衡をとることが大事でございまして、恩給においてそういう措置がとられるということになってまいりますと、それに合わせて私どもも検討するという気持ちでございます。

○阿部憲一君 もう一つ同じような問題ですが、地方職員共済組合の場合の財源率ですけれども、三十七年の十二月一日でもって千分の九十九であったのが、五十年一月一日では千分の百十二と大幅に上つてきております。しかし、費用分担の割合は三十九年に改められて以来改正されておられません。財源率の上昇等を考えるとやはり公的負担をふやすべきじゃないか、こう思いますが、いかがですか。

○政府委員(植弘親民君) 公的負担につきましましては、先ほど御説明申し上げました五月の附帯決議でも御指摘いただいておりますのでございします。御承知のように、厚生においては百分の二十、そ

れから私学共済なり農林共済が百分の十八、こう
いうことで、私どもの共済で百分の十五だから、
そこところが不均衡ではないかということにな
るのですが、したがって、これがある程度私学な
り農林共済並みの百分の十八ぐらいまで上げさせ
てほしいというのは悲願でございます。ただ、二
十とか、十八とか、十五と申ししましても、実は制
度の違いが若干ございますから、単純に均衡を
とることが適当かどうかという点がございます。
ただ問題は、共済組合の場合には、そういった率
による公的負担のほかに、追加費用というものが
全額国なり地方団体が持つてございます。早くや
めた人方のためにも、旧法時代の方々のための年
金の改定分については追加費用というものを徴収
しておりますが、これは全額国なり地方団体が持
っておりますので、そこらところも公的負担の
検討に当たっては十分考慮していい問題ではない
だらうかというふうに考えておりますが、いずれ
にいたしましても、公的負担の充実という点につ
いては私どもとしても悲願とするところでござい
ます。

○阿部憲一君 最後の一つ大臣にお伺いしますけ
れども、三木総理が最近提唱されております例の
ライフサイクル、ああいうのと、いまの自治省の
お考えになつてゐる年金制度その他のものとの関
連と申しましうか、これについて大臣のお考え
がおりになりましたら一言……

○国務大臣(福田一君) 三木さんがライフサイク
ルという構想を発表され、また学者の間でも一つ
の考え方がありまして、それもわれわれはいま
勉強をしておる段階でございまして、これを内閣
の施策のうちに取り入れていくかということ
は、まだ御案内のように方向も決まっていな
いのが本当のことでございます。しかし、共済
制度というようなものも実はこれはもちろんライ
フサイクルの一環として、しかも、そのうちでも
重要な一環として認めていかなければならない問
題でありますから、当然、ライフサイクルの中
において重点項目の一つとして取り上げて研究をい

たさねばならないと考えておるわけでございま
す。当面こういうような一応の改正等によりまし
て、そして根本的な考えのまとまったところで
これを是正するというか、法の改正も行うと
か、その他の措置を講ずることが必要でござい
ます。

そういう意味から言つと、公明党でおつくり
になりました、最低の受給金額をある程度引き上
げるといふ問題とか、しかし、その場合にはやは
りある程度は個人の負担増も考えていかにならぬ
という考え方等々も、私はある意味でどうか、
合理性のある面が非常に多いと。ただ、私もあれ
見せていただきましたけれども、いま急にこれに
ついて意見を申し述べるほど実は私に知識がない
ものですから、十分今後参考にして、勉強させて
いただきます、こう考えておるわけでございま
す。

○委員長(原文兵衛君) 暫時休憩いたします。
午前九時五十九分休憩

午後零時三十分開会

○委員長(原文兵衛君) ただいまから地方行政委
員会を開いたします。

休憩前に引き続き、昭和四十二年以後におけ
る地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等
に関する法律等の一部を改正する法律案について
議を行います。

○神谷信之助君 二、三の問題について質問いた
しますが、時間の関係もありますから、ひとつ簡
明に答えていただくようお願いいたします。

第一の問題は、改正案のうちで、学校給食関係
なんかのいわゆる特定事務従事者の特殊の期間の
通算に関する問題であります。特定事務従事者
で、今日までいわゆるPTA採用など、地方公共
団体の財政上の理由あるいは政令で定められたそ
ういった理由で期間通算の措置を今日まで受けら
れていなかった者、これが一団人数どのぐらいあ
るか。それから、今回の措置によってそのうち
どれぐらいが救済されるのか、この点について

お答えいただきたい。

○説明員(大嶋孝君) 正確にはどれぐらいの方が
あり、どれぐらい救済されるかということとはつ
かんでおりませんけれども、法律の趣旨を生かして
運用してまいりまして、なるべく不均衡が出ない
ような救済ということを考えてまいりたいと思
っております。

御質問の正確な数字というものは私持っており
ませんので、御了承いただきたいと思ひます。

○神谷信之助君 これは法文の中にもありますよ
うに、公共団体の財政上の理由とかあるいは政令
上の理由からの不利益が起つていたわけですか
ら、これは常時やっぱり調査をして把握をして、
そしてそういう者が救済される措置というものは
やっぱり追求しなければいかぬわけですから、
その辺ひとつ今後重視してもらいたい。

そこで、ところが今度の通算の措置にはいろん
な条件があるわけですね。一つは四十歳以上であ
るということ、それから第二番目には組合員の期
間が十五年以上でなければならぬ、第三番目には特
定事務職員の期間が二十年以上の場合、こうい
う三つの言うたら条件がありますね。しかし、こ
れは実際の状態に即して本当にそういう不都合な
といひますか、合理的でないような措置を受けて
いた人を救済をするという場合には、実態にそぐ
わないのじゃないだろうか。結局相当数の人が積
み残されるという、そういう事態が予想されるん
ですが、その辺の見通しはどうですか。

○政府委員(権弘親民君) ちょっと委員長、先ほ
どの数字があるようですから、先ほどの答弁をち
よっとさしていただきます。

○説明員(大嶋孝君) 先ほど数字を正確には持
っておりませんと申し上げましたが、全地方公務員
二百七十四万のうちで、該当者は二万一千六百人
程度でございます。

○政府委員(権弘親民君) いま神谷先生のおし
やいますことは、こういった特例措置をもっと法
の趣旨に従って拡大したらいではないかという

御趣旨のように承りますが、やはりいつもお答え
して恐縮に存じておりますが、地方公務員共済制
度だけが独立して存在できませんので、やはりそ
の母法ともいふべき厚年の制度、こういったもの
を著しく逸脱するというわけにまいらぬと思つて
おります。特に、同じような立場にございます国
家公務員共済制度との関係も十分考慮しなければ
ならないものでございまして、しかし、いま先生の
御指摘の給食婦等につきましては、その特殊な
要素が地方公務員に非常に著しいということか
ら、まあ国家公務員と若干違いますが、今回お認
めいただきたいということをお願いしているところ
でございます。したがって、いわば無制限
といひます。したがって、いわけにまいりません
ので、たとえば十五年、四十歳といったような
のは厚年にも一つの先例がございまして、そうい
たようなところから設けさせていただいたいわば
制限といひます。運用につきましては、そうい
った制限を前提としながらも、若干のことでは運
用上考えてまいりたい。しかしそれにもおのずか
ら限度があることは御理解賜りたいと存じており
ます。

○神谷信之助君 具体的にひとつ実例を挙げて聞
きたいと思ひます。いまの答弁で、四十歳以上と
いうのがよく悪いと言つてゐるんではありませ
ん。問題は、組合員期間十五年以上というものが、
実際のいわゆる給食調理員の人や本職員に採用さ
れた時期が一体どういふ状況になつてゐるかとい
うことを考えてみれば、十五年というのはいかに
か無理があるんじゃないかという問題。

そこで静岡の場合ですけれども、これは静岡の
市役所でPTAの採用が大体二十四年ごろから始
まっています。しかも一般的には本職員の人が普
通は数が多くて、そしてPTA採用というのはい
人ないし二人というのが普通なんだけれども、静
岡の市役所の場合は逆になつていて、圧倒的にP
TA採用の人が多い、そういう状態から出発をし

ているわけだ。現在まで相当退職されていまして、けれども、現在、なおそういうPTA採用期間を持って、いまも本職員として続いで在職をしている人が全部で五十三人おられるのです。年齢は大体四十五歳から六十歳前後という状況です。ところが、この人たちがいわゆる本職員として採用されたのが三十七年から三十八年なんですね、大部分が。そうしますと、三十七年もしくは三十八年採用ですから、組合員期間がそこから始まるわけでしょう。そうすると、十五年間の組合員期間ということになってくると五十二年以降になる。こゝしの法改正がやられても直ちには救済はされない。しかも、特定事務従事者の期間が一年控除されますから、それとの通算を考えるとやっぱ六年以上なければ入らないということになってきます。十五年プラス五年プラス一年になりますから。ですから、そうしますと、昭和三十一年以前に本職員として採用された者でなければ、直ちにこの法の特例の今度の措置の恩恵を受けないということになるわけでしょう。そういうふうに思うのですが、どうでしょう。

○説明員(大嶋孝君) 御指摘のとおり、組合員としての期間が、しかも四十歳以上の方で十五年以上なくちゃならないということが絶対の条件でございまして、それと、いま御指摘になりましたように、特定の事務に従事しておいた期間が最短期間二十年に達するまでプラス一年ということになりますので、いま例としてお挙げになりましたものににつきましては、三十七年に仮に正規職員となっておりましたら、三十七年ということでございます。したがって、特定事務従事者期間が六年以上ありまして、あと二年正規の組合員ということでない限り、この特例措置の適用はないということでございます。これは先ほど部長も申し上げましたように、厚生年金の方の四十歳以上の組合員期間が十五年以上ということの兼ね合い等もございまして、お気の毒な感じがいたします。ところまたやむを得ないものではないか、かように考えます。

○神谷信之助君 そこで、なるほど他の年金との関係で確かに四十歳、十五年というのが問題になってくるということは、それは一つの行政上のバランスという意味では理解することが出来ますが、しかし、現実には給食調理員の方々の場合は、もう六十歳前後になってきておられる人は相当多いわけですね。しかも労働条件というのは、夏は暑いわけですから冬は寒さが厳しいですから、特に腰痛とか頸腕症候群なんかといった職業病を訴える、調理人の方の中にも七割から八割の人がそういう自覚症状を訴える、そういうことも出てくるような激しい労働条件ですから、いつまでも同じく働きたいと思ってももう体が言うことを聞かないという状態が生まれているわけですね。ですからそういう場合に、これ今回の措置をひとつ、何とか何とか、そういうほかとの関連でしやくし定規にぴちちとしてしまうというのでは大分無理がある。しかもそういう状態になったのは、何も本人の方に責めがあるんじゃないに、本来言えば自治体か本採用で採用しなきゃならぬ、公務員法上から言っても、臨時職員というのは六カ月ごとで二回しか更新できないわけですから、しかも恒久的に必要な仕事に従事する職員を長期にわたってPTA採用をする、そういう形態をとってきたわけですから、そういう意味では教育の内容自身であるし、教育条件の問題でもありますから、PTA負担というところで父兄に教育費負担を許しちゃうならぬという財政上の点から言っても大きな疑義がある。そういう措置が戦後のあの混乱の中で実際上行われてきたわけですが、まあそれが今日では是正をされてきたわけですが、だから、そういう公務員法違反やあるいは地財法違反とも言えるようなそういう事態、しかも大多数の人は戦争未亡人とか引き揚げ者が大半ですから、非常に困難な条件の中でこういう仕事に携わってきて、その理由でそういう措置をとられてきて、そのためにいままなかなかに救済をされない。あともう二年少くともしんばうしなければならぬとかね。いま

までたくさんの方はそれで適用されないでやめていかなきゃならなかったわけですが、そういうことを考えますと、せつかくこれをつくっても魂入れぬということになってしまいます。さらにこれを調べてみますと、静岡の場合は、本来すぐやらなければいかぬのを、三十五年に臨時職員にして三十六年に準職員にして、それで三十七年に本職員にする、そういう段階的な解消法をとっています。そうしますと、準職員ということになってきますと、PTA採用とはもう大分違ってくるわけですね。こういった問題を含めて、あとこれから政令その他実務上の措置は、具体的に適用については御検討になると思うんですが、この点について、こういう人たちのいままでの不公正がこの法改正によって最大限救済をされるというようにするのが当然ではないかと思うんですが、この点ひとついかがでしょう。

○政府委員(植弘親民君) もう先生よく御承知いただいていることと存じますけれども、制度といふのは、いつ出た発するかによってそのとき状況で非常に不幸といふまいし、不利になる方もあります。しかし、それをどこまで救済するかというのは非常に制度改正なり制度をつくる場合にむづかしい問題があることはもうよく御理解いただいていると思いますが、いま具体的問題といたしまして、準職員ですが、これは私よく存じません。というのは、各地方にございまして、けれども、静岡市の場合が準職員というのはどういふものなのかということとをまだつぶさにいたしておりませんが、これはまた調査していただきたいと思います。まあ著しく法の制限を逸脱して全体的バランスを壊すわけにはまいりませんが、その壊さない範囲で拾えるものはできるだけ拾うという気持ちで冒頭に申し上げましたように持っておりますので、十分調査していただきたいと思います。○神谷信之助君 これは大体三十年前後ぐらいか

市によつては。だから、静岡の場合は非常におくれているんです。そういう点もひとつ——本来ならあなたのような方がそのときに公務員部長やっておったら厳しく自治体を指導しておったかもしれないけれども、そうじゃなかったかどうか知らぬが、非常に不公平が起きているんです。自治体ごとに。だから、この辺はひとつ十分配慮して、運用の面では考えてもらいたいという点を強く要望しておきたいと思うんです。

それから、その次の問題は、午前中にも出ておりました。例の公的負担の問題ですが、現在一五%の負担、これはほかの共済制度では一八%、二〇%もあるというところは先ほどお答えになったとおりで、これの引き上げは当然ひとつ今度抜本的改正を機に考えてもらわなきゃならぬと思うんですが、同時に、これを交付税で負担しているわけですね、これが一つ私は非常に大きな矛盾を持っているんじゃないかと思うんです。というのは、一つは交付税自身は自治省も認めておられるように自治体の財源ですからね、これはタコ足食いになっているわけですね。ですから、そういうのは交付税で見ると、明らかな補助制度といえますか、別枠にちゃんとするということをしなきゃならぬ。そうしなかつたら、交付税で見ると、今度は不交付団体がありますから、そうしますとこの辺の矛盾も起こってくる。こういう問題が現実起こっております。公平の原則にも欠けるわけですから、これをひとつ交付税措置ではなしに、そういう明らかな補助制度といえますか、負担制度といふもの、こういう方向に次の抜本的改正のときには転換をする。そういう意思はおありかどうか、この点どうですか。○政府委員(植弘親民君) 公費負担の現在一五%というのを、せめて私学、農林並みの一八%にしたい、さしていただきたという気持ちは、先ほど阿部議員の御質問にもお答えしたところでございます。したがって、抜本改正の中でひとつ位置づけるかと、非常に私どもは重要課題の一つというふうに認識いたしております。したがって、そ

の点は非常に財政事情も苦しいものですから、大蔵省が簡単にうんと言いかどうか自信がございませんけれども、できるだけ努力するつもりでございます。

ただ、いま御議論のございました交付税措置の問題ですね。これにつきましては、国と地方を通ずる財源配分の問題というふうにお考えいただきたいらどうかと思っております。その点でございます。実はこの地方公務員の共済制度が充足いたしませんときに、その公費負担分を、国が一般会計で持つのか——いわば補助金というふうになりましょうか、持つか、ないしはいま御指摘のございましたように、私どもの地方団体の共通財源でございまして交付税で持つのかという点について、大分大蔵、自治両省の間で議論があったようでございます。そのほかにもいろいろ当時は財政問題も相当ございまして、単に共済だけでございませぬ、一般地方財源をどうするか、いまほどだったかどうか別といたしまして、相当な、やっぱり議論があったように聞いておりますが、そういうときに、あわせてそれでは交付税率を引き上げるといふことで、もう共済の分も——当時〇・四％といいましたでしょうか……

○神谷信之助君 ええ、三でしょうね。

○政府委員(植弘親民君) これを共済の負担金分だということ、両省の間に話し合いがついたと、こういうふうになっておるわけでございます。

したがって、このように経済情勢が変わり、地方、国両方面における財政配分がどうなっていくかということについて相当変動もありませんから、おっしゃるようには、はっきりと、国の一般会計で出したかどうかというお考えについては、私も別に反対するものではないと思っております。問題は、全般的立場において、先ほども申し上げましたが、国と地方との財源配分をどうするか、その中で考えた方がよいんじゃないだろうか。たとえば、先ほど御質問がございましたPTAの負担の問題でも、私も、国家公務員についてまだ踏み切っていないのに、ほんの少しでござい

ますが踏み切れるという力も、まあ私も自分たちの共通財源で負担しているんだという強味もあるわけでございます。したがって、従来やっぱりそういうところが、地方共済だけの独自の制度というのはいくらもございませぬけれども、国家公務員共済についても前進させようじゃないかという推進役には、私もその力にあつたというふうには先輩から聞いてもおります。そういう意味から言いますと、この公費負担を直ちに交付税から引き外して、一般会計からの直接補助とするのがいいかどうか、これはやっぱり慎重に考えた方がいいんじゃないだろうかという気もいたします。

ただ問題は、先生もお気づきだと思っておりますけれども、不交付団体には行っていないじゃないかと、いふ問題がありますが、これは交付税の宿命といましようか、性格でございまして、財政需要として計算しているから行っていることになっていふんだと。そのところはちょっと問題ありますもの、そういうことになっていふわけでございます。そのので、まあ私もとしては、公費負担分を引き上げていくということにつきましては努力したいと思っておりますが、地方交付税を一般会計からの直接補助に変えるかどうかについては、まあ財政上の相談もございまして、慎重に考えた方がいいんじゃないだろうかという気がいたしております。

○神谷信之助君 まあ計算上は基準財政需要額に入っておるのだから、不交付団体にもちゃんと見えては、さういふ言い方はできませんがね。しかし、実際問題としてはやっぱりそうは割り切れない問題ですからね。しかももう一つは、いまお話のあったように、この制度ができたときは大体〇・三％ぐらいでした。それから以後、交付税の規模が全体として総額がふえていますから、だから恐らく〇・二ないし〇・一％余りぐらいのところでしょう。ですから、片一方では大きな問題ではないと言いますが、片一方ではそういう点で明確にして、そして一体どうなんだというこ

とをはっきりさせるという意味では検討の余地が私はあると思うのです。これはひとつわれわれとしてはそうした方が明確だということに思っています。

それから、そのほかいろいろ問題があります。時間の関係もありますから、最後に、もうすでに衆議院の方の委員会も全会一致で附帯決議がなされていますし、参議院の方でもやるわけですが、これ大臣ひとつ、先ほども話がありました。五十一年度ですね、明年度で、この問題の共済年金制度は、附帯決議で幾つか項目挙げますが、それらを含めて、抜本的な改善をやるという決意をお持ちでしょうか。これは衆議院の方には、もう自民党から共産党に至るまで各党全会一致で決議をしている。これは例年やっているわけですが、しかも今度は五十一年度の抜本的改正を、その内容で特に強調しているわけですね。この辺、ひとつ大臣が大方がなばってもらわねとなかなか大変なことになるんですが、その辺を最後に伺って終わりたいと思います。

○政府委員(植弘親民君) いまの交付税の問題ですが、これ、数字です、ちょっと……先生いま〇・三とおっしゃいました。なるほど当初は〇・三で、その後やっぱり積み上がったしまして、〇・四にいま大体なっているはずでございます。○国務大臣(福田一君) 御質問というのか、御要望の趣旨については努力をいたすつもりであります。これは国の歳入歳出の問題あるいは景気の問題等いろいろの絡み合いがありまして、われわれとしても、これらをにらみながら今後大いに努力をしてまいりたいと思っております。

○神谷信之助君 大臣の決意を聞いておるんです。○国務大臣(福田一君) 努力をする決意でございます。

○委員長(原文兵衛君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて異議ございませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。〔賛成者挙手〕

○委員長(原文兵衛君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

金井君から発言を求められておりますので、これを許します。金井君。

○金井元彦君 私は、ただいま可決されました昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、日本共産党及び第二院クラブ、各派共同による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、地方公務員共済制度の現状にかんがみ、次の諸点について善処すべきである。

一、公務員関係共済制度における基本問題を調整改善するための関係閣僚協議会の設置について、早急に検討すること。

二、昭和五十一年度以後の他の公的年金制度の抜本的改正が行われる際には、賦課方式の採用、公的負担割合の引上げ、中高年齢就職者に係る特別年金措置等を含めて、地方公務員共済制度についても基本的な見直しを行うこと。

三、年金の賃金、物価スライド制を法制化することともに、公務員の給与改定時期にあわせて実施するよう検討すること。

四、退職年金等の最低保障額を引き上げるとともに、最低保障額からの既支給一時金の控除を廃止するよう検討すること。

五、遺族年金の支給率の引上げ等を行うこと。

六、通算退職年金制度について、他の公的年金制度を含めて抜本的に検討すること。

七、家族療養費の給付について改善すること。

八、退職公務員に対する短期給付の適用については、他の医療保険制度を含めて抜本的改善をはかるよう検討すること。

九、離職専従役員について、共済組合員としての資格を継続することができるよう検討すること。

十、共済組合の運営について、自主性を尊重し組合員の意見の反映がはかれるよう努めること。

十一、地方公共団体によって設立された互助組織その他地方行政に極めて密接な関係のある団体等の職員について、地方団体関係団体職員共済組合制度を適用するよう検討すること。

右決議する。

以上。
○委員長(原文兵衛君) ただいま金井君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(原文兵衛君) 全会一致と認めます。よって、金井君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。ただいまの決議に対し、福田自治大臣から発言を求められておりますので、この際これを許します。福田自治大臣。

○国務大臣(福田一君) ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重して善処してまいりたいと存じます。

○委員長(原文兵衛君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(原文兵衛君) ご異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十一分散会

九月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、地方財政の確立に関する請願(第一号)(第八号)(第三九号)(第九三号)

一、地方財政確立に関する請願(第四号)

一、自治体病院健全化に関する請願(第九号)

一、事業税に事業主報酬制度の創設に関する請願(第一七号)(第四九号)(第五〇号)(第六六号)(第一〇二号)(第一一九号)

一、山野鉾、漆生鉾閉山に伴う稲築町の特殊需要に対する財政援助に関する請願(第一〇四号)

一、自治体病院の健全化に関する請願(第一〇七号)

一、地方交付税率の大幅引上げ等による地方財政の確立に関する請願(第一二〇号)

第一号 昭和五十年九月十一日受理
地方財政の確立に関する請願

請願者 鹿児島市田上町二、〇三三 高味俊郎外四名

紹介議員 向井 長年君

暮らしと健康を守り、住み良い自治体を作るため、政府は次の事項の施策を緊急に実施されたい。

一、インフレと総需要抑制策による地方財政への圧迫を緩和する財源措置を採ること。
二、保育所、幼稚園、学校、住宅をはじめ、超過負

担の解消のため直ちに所要の措置を採ること。
三、自治体の自主財源確立のため、税制の改革を図り、当面交付税率を四十パーセントに引き上げることを。

四、国庫補助負担金制度の改革と大都市財源の拡充を図り、都など不交付団体に対する不当な財源調整措置を廃止すること。

五、交通、上下水道、病院等の地方公営企業の独立採算制、地方債の許可制の廃止と改善を行うこと。

六、政府と自治体との行政事務と財源の民主的配置の検討を始めること。

理由
地方公共団体の財政は、インフレ被害の救済、不況対策、人件費、建築資材の騰貴など歳出は増大しているが、現行の国の財政制度不備のため財源が抑えられ、危機に追い込まれている。

第八号 昭和五十年九月十二日受理
地方財政の確立に関する請願

請願者 鹿児島市宇宿町八七五ノ四 海江田真理子外百十六名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三九号 昭和五十年九月十六日受理
地方財政の確立に関する請願

請願者 鹿児島市伊敷町八五〇 山下正弘外百四十七名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第九三号 昭和五十年九月十七日受理
地方財政の確立に関する請願

請願者 鹿児島市岡之原町四、八一二ノ五 丸田泰弘外百十七名

紹介議員 向井 長年君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四号 昭和五十年九月十一日受理
地方財政確立に関する請願

請願者 岡山市内山下二ノ四ノ六岡山県議會議長 芦田卓三

紹介議員 加藤 武徳君

国は、地方財政確立のため緊急に次の措置を講ぜられたい。

一、国と地方の行政事務の整理、合理化及び再配分を行うこと。

二、地方交付税の税率引上げを図ること。

三、地方債総量の拡大と安定的確保措置を講ずること。

四、国庫補助事業等に係る地方超過負担を解消すること。

理由
現在、地方財政は、経済環境の悪化に伴い極めて厳しい状況にあるが、社会福祉の充実や生活関連施設の整備等行政需要はますます増大しているの

で、地方公共団体にとっても重大な課題となっており、その財源確保対策に苦慮している。

第九号 昭和五十年九月十二日受理
自治体病院健全化に関する請願

請願者 群馬県藤岡市藤岡九四二ノ一多野岸生

紹介議員 栗原 俊夫君

自治体病院の健全化のため、国の責任において積極的に次の諸対策を講ぜられたい。

一、病院運営費等に対する国の財政措置

1 巨額の累積赤字を解消するための財政措置を更に強化すること。

2 建設改良費(地方債の元利償還金を含む)に対する国庫負担制度を確立すること。

3 国民健康保険直営診療施設の運営費に対する国庫負担制度を確立すること。

二、救急医療対策

1 特別立法を制定し、本対策を体系的、計画的に推進すること。

2 本運営費に対する国庫補助については、採択基準の緩和、補助基本額の引上げ等国の助成措置の強化を図ること。

三、社会保険診療報酬の是正

自治体病院の経営実態を正しく反映するようにその体系の適正化を図るとともに、物価及び賃金の上昇並びに医療水準の向上に対応した緊急是正を早急に実施すること。

四、医療供給体制の整備

1 国は、本体制についての責任を明確にし、都道府県及び広域市町村圏を地域単位とし、自治体病院等公的病院を中核とする医療機関の体系的整備計画を図ること。

2 公的病院の病床規制は撤廃すること。

五、病院の整備

1 施設設備の整備費に対する国庫補助金については、採択基準の緩和、補助基本額の引上げ等を行い、自治体病院の整備充実を図ること。

2 老人医療対策を計画的に推進するため、大幅な国庫負担による医療施設等の整備対策を早急に確立すること。

3 特別地方債の大幅の増額を行うとともに、新たに、特別の公営企業金融公庫からの融資を認めること。また、地方債の許可基準の適正化を図ること。

理由

国においては、最近自治体病院の不良債務解消等の措置がとられているが、なお十分であるのみならず、医師及び看護婦の確保、その財政危機に対する抜本的な措置はまだまだ講じられていない。このまま推移すれば、昭和五十年度は未曾有の経営危機に直面してその存立さえも危ぶまれ、地域医療の確保に重大な支障をきたすことは必至である。

第一七号 昭和五十年九月十二日受理

事業税に事業主報酬制度の創設に関する請願（二通）

請願者 石川県石川郡美川町字平加町イ二八ノ一美川町商工会内 二本他智夫外一名

紹介議員 安田 隆明君

昭和五十一年度地方税改正において、個人企業の事業主報酬制度（みなし法人課税制度）を適用した青色申告者には、「みなし法人事業税」を適用するように配慮されたい。

理由

みなし法人課税（事業主報酬）制度は、所得税、住民税において認められながら、事業税には認められていない。従来、事業所得から、事業主報酬（給与所得として源泉徴収）を控除した残額を法人所得とみなして課税（法人税相当の所得税と法人住民税）しながら、事業税計算においては、個人事業税にもどつて事業主控除（現行百八十万円）を適用することは理論的に一貫性を欠くばかりでなく、中小企業経営の近代化及び合理化を図る目的をもつて創設されたこの施策の実効性を希薄にしており、また事業主控除の性格はあいまいで、その金額にも理論的根拠がない「事業税は物税だ」といながら、企業利益を課税標準にしているため、社長報酬は損金となり、赤字欠損法人には事業税が課税されていない。同じ勤労性所得として、源泉徴収所得税が課税されている事業主報酬は必要経費に認められず、事業主控除百八十万円が控除されるにすぎず、勤労性所得に事業税が課せられる不合理、不公平、かつか酷な税制となつてゐる。このため、相変わらず安易な法人成りが進行し、商法又は有限会社法に違反するような法人を生み出す結果を来している。

第四九号 昭和五十年九月十六日受理
事業税に事業主報酬制度の創設に関する請願
請願者 宮崎県日南市村木町八日南青色申告会内 浜水為義

紹介議員 上条 勝久君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第五〇号 昭和五十年九月十六日受理
事業税に事業主報酬制度の創設に関する請願
請願者 広島県佐伯郡大野町四、九三五大野町青色申告会内 上野貞一

紹介議員 永野 豊雄君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第六六号 昭和五十年九月十七日受理
事業税に事業主報酬制度の創設に関する請願（二通）

請願者 富山県高岡市戸出町三ノ八ノ一〇戸出青色申告会内 石田秀信外一名
紹介議員 橋 直治君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一〇二号 昭和五十年九月十七日受理
事業税に事業主報酬制度の創設に関する請願
請願者 富山県高岡市丸の内一ノ四〇高岡青色申告会内 立野井健一
紹介議員 吉田 実君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一一九号 昭和五十年九月十八日受理
事業税に事業主報酬制度の創設に関する請願
請願者 福島市大町四ノ一五商工会議所内 福島県青色申告会連合会内 三浦善三
紹介議員 鈴木 省吾君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一〇四号 昭和五十年九月十七日受理
山野鉦、漆生鉦閉山に伴う稲築町の特殊需要に対する財政援助に関する請願
請願者 福岡県嘉穂郡稲築町大字岩崎一、一四三ノ三稲築町長 金丸昌俊

紹介議員 飯木 享弘君
山野鉦、漆生鉦閉山に伴う稲築町の特殊需要に対し、次のとおり特別な財政援助措置を講ぜられたい。

一、産炭地域臨時交付金の増額と交付期間の延長。
二、産炭地域振興臨時措置法第十一条の特定事業に対する財政措置の強化。
三、元利償還金の地方交付税による補てん措置。
四、閉山炭鉱水道施設整備事業について

1 補助対象量の国庫補助対象事業の範囲の拡大措置。
2 同事業の起債対象範囲の拡大とその元利償還金の補てん措置。
五、中小学校の政策に対する財政援助措置。
六、緊就、開就、特開事業における超過負担解消措置。
七、生活関連施設整備事業に対する適債優先認定と元利償還金の補てん措置。

理由

山野鉦、漆生鉦は、第四次石炭政策により昭和四十八年三月閉山したが、一般的炭鉱閉山処理のパターンと異なり、会社は閉山当時の社宅千八百四十六戸のうち千四百八十二戸と、十七万七千九百八十二平方メートルの宅地を従業員に売却したもので、人口、戸数ともわずかの減少のまま現在に至つてゐる。炭鉱社宅地域が残存し、しかも閉山と同時に施設の多くは取り壊され、生活に密着した最小限の施設だけが残り、町としては思いもかけなかつた行政需要を処理しなければならなくなつて、町財政劣悪の折からはなはだ困難している。（資料添付）

第一〇七号 昭和五十年九月十八日受理
自治体病院の健全化に関する請願
請願者 大阪府泉大津市池浦二四一 白樺寅一
紹介議員 佐々木静子君

国の責任において、次のように自治体病院の健全化のための対策を講ぜられたい。

一、自治体病院の巨額の累積赤字を解消するため、財政措置を更に強化すること。

二、自治体病院の建設改良費に対する国庫負担制度を確立すること。

三、救急医療対策を体系的・計画的に推進するとともに運営費に対する国庫補助を強化すること。

四、社会保険診療報酬については、自治体病院の経営実態を正しく反映し、医療水準に対応した緊急是正を早急に実施すること。

五、病院施設の整備については、採択基準の緩和、補助基本額の引上げ等により国庫補助金を強化すること。

理由

国の財政的措置が不十分であるのみならず、財政危機に対する抜本的措置も講ぜられていないために、自治体病院の経営は、急速に深刻化しており、昭和五十年はかつてない経営危機に直面し、病院自体の存立さえ危ぶまれ、地域住民の健康を守るための医療確保に重大な支障を来すことが必至となっている。この際、福祉充実に対応する政策が必要である。

第二二〇号 昭和五十年九月十八日受理

地方交付税率の大幅引上げ等による地方財政の確立に関する請願

請願者 鹿児島市山下町一四ノ五六鹿児島県議会議員 小里貞利

紹介議員 井上 吉夫君

地方財政の確立のため、次の事項について早急な対策を講ぜられたい。

一、地方交付税率を大幅に引き上げること。

二、国庫補助基準率を実勢に即した単価に改定するとともに、国庫補助率を引き上げ、補助事業対象範囲の拡大を図ること。

三、超過負担の解消を図ること。

四、給与改定に伴う不足財源については、完全な補てん措置を講ずること。

理由

最近の厳しい経済情勢により、地方財政は不安定な状態におかれ、その運営は極めて困難になっている一方、福祉の充実、生活環境施設整備等に対する財政需要は増大しているため、従来にもまして地方財政の充実を図る必要がある。

十月三日日本委員会に左の案件を付託された。

一、事業税に事業主報酬制度の創設に関する請願（第一三二号）（第一三三二号）（第一五四号）（第一六一号）（第一六二二号）（第一六三三号）（第一六四号）（第一七四号）（第一八二二号）（第一八三三号）（第一八四四号）（第一八五五号）（第一八六六号）（第一八七四号）（第一八八五号）（第一八九六号）（第一九四四号）（第一九五五号）

理由

一、自治体病院の健全化に関する請願（第一四四号）

一、財政措置の強化による自治体病院健全化に関する請願（第一四五号）（第一四六号）（第一四七号）（第一五五号）（第一八七号）（第一八八号）

一、自動車関係諸税（地方税）の引上げ回避に関する請願（第一六八号）

一、地方財政危機突破に関する請願（第一七三三号）

第一三二号 昭和五十年九月十九日受理

事業税に事業主報酬制度の創設に関する請願

請願者 岡山県玉野市築港七、三五〇玉野市議会議員 加藤 武徳君

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一三三二号 昭和五十年九月十九日受理

事業税に事業主報酬制度の創設に関する請願（二通）

請願者 三重県伊勢市岩淵一ノ七ノ一七伊勢市議会議員 斎藤 十朗君

紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一五四号 昭和五十年九月十九日受理

事業税に事業主報酬制度の創設に関する請願（三通）

請願者 東京都板橋区本町三八ノ五板橋区議会議員 安井 謙君

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一六一号 昭和五十年九月二十日受理

事業税に事業主報酬制度の創設に関する請願

請願者 広島県三原市皆実町一、三三三三原市議会議員 永野 殿雄君

紹介議員 永野 殿雄君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一六二二号 昭和五十年九月二十日受理

事業税に事業主報酬制度の創設に関する請願

請願者 岐阜県大垣市旭町六ノ三三三大垣市議会議員 藤井 丙午君

紹介議員 藤井 丙午君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

和青色申告会内 荒川良中外一名

紹介議員 三治 重信君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一七四号 昭和五十年九月二十二日受理

事業税に事業主報酬制度の創設に関する請願

請願者 東京都新宿区三栄町一七四谷青色申告会内 伊藤実

紹介議員 江藤 智君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一八二二号 昭和五十年九月二十三日受理

事業税に事業主報酬制度の創設に関する請願（二通）

請願者 岡山県津山市山下三〇ノ九津山税務署管内青色申告会連合会内 今村治利外一名

紹介議員 木村 陸男君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一八三三号 昭和五十年九月二十三日受理

事業税に事業主報酬制度の創設に関する請願

請願者 新潟県白根市大字白根三、三二八白根市青色申告会内 渡辺留吉

紹介議員 佐藤 隆君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一八四四号 昭和五十年九月二十三日受理

事業税に事業主報酬制度の創設に関する請願（二通）

請願者 岐阜市神田町二丁目岐阜商工会議所内岐阜県青色申告会連合会内 村瀬順正外一名

紹介議員 藤井 丙午君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一八五五号 昭和五十年九月二十三日受理

事業税に事業主報酬制度の創設に関する請願

請願者 山口市市中町一ノ一〇青色申告会

内 金沢芳夫

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一八六号 昭和五十年九月二十三日受理

事業税に事業主報酬制度の創設に関する請願

請願者 福岡県京都郡田町富久町一丁目

柳田 青色申告会内 宮崎勇

柳田 桃太郎君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一九四号 昭和五十年九月二十五日受理

事業税に事業主報酬制度の創設に関する請願

請願者 石川県金沢市尾山町九ノ一三金沢

青色申告会内 吉田次作

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一九五号 昭和五十年九月二十五日受理

事業税に事業主報酬制度の創設に関する請願

請願者 富山県新津市放生津町一五ノ一新

湊 青色申告会内 江守喜一

紹介議員 吉田 実君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一四四号 昭和五十年九月十九日受理

自治体病院の健全化に関する請願

請願者 大阪府東大阪市東雲町東大津市長

茶谷 徳松

紹介議員 森下 泰君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一四五号 昭和五十年九月十九日受理

財政措置の強化による自治体病院健全化に関する請願(四通)

請願者 高知県長岡郡本山町本山町長

大石 喜外三三

紹介議員 塩見 俊二君

一、自治体病院に対する財政措置の強化

(一) 病院運営費等に対する国の財政措置

1 自治体病院の巨額の累積赤字を解消するための財政措置をさらに強化すること。

2 自治体病院の建設改良費(地方債の元利償還費を含む)に対する国庫負担制度を確立するとともに、不採算医療であるガンセンター、小児センター、リハビリテーションセンター等の特殊医療、心臓外科、脳神経外科、特殊放射線医療等の高度医療、老人医療、精神医療、結核医療等に要する病院運営費(社会保険診療報酬及び特定財源収入に対応する部分を除く)に対する国庫負担制度を確立すること。

3 国民健康保険直営診療施設の運営費に対する国庫負担制度を確立すること。

へき地等の医療対策

1 へき地の医療を確保するため、特別立法を制定し、へき地中核病院整備費等補助金について、採択基準の緩和並びに、補助基本額の補助率の引上げを図る等、国の助成措置をさらに拡大強化し、へき地医療特殊対策を体系的、計画的に強力に推進すること。

2 不採算地区病院の運営費に対する国庫補助については、採択基準の緩和、補助基本額の引上げ等国の助成措置の強化を図ること。

(二) 救急医療対策

1 特別立法を制定し、救急医療特別対策を体系的、計画的に強力に推進すること。

2 救急医療の運営費に対する国庫補助については、採択基準の緩和、補助基本額の引上げ等国の助成措置の強化を図ること。

二、社会保険診療報酬の是正

1 社会保険診療報酬について、自治体病院の経営実態を正しく反映するようその体系の適正化を図るとともに、物価及び賃金の上昇並びに医療水準の向上に対応した緊急是正を早急に実施すること。

2 中央社会保険医療協議会に自治体病院開設

者団体の代表を参加させるとともに、公益委員の増員及び権限の強化を図ること。

三、医師、看護婦確保対策

1 勤務医師の確保を図るため勤務医師に支給される研究手当については、非課税とする等とともに、へき地中核病院及びへき地所在病院等の医師の充足を図るため、一定期間へき地等の勤務の義務づけ、研修上の特別便宜供与、税制上の優遇措置、年金加算制等総合的な誘導政策を確立すること。

2 看護婦養成所の整備費及び運営費に対する助成措置を強化するとともに、看護婦の充足のための養成施設の増設、看護教員の養成、修学資金貸与制度の拡大、看護婦の離職防止、潜在看護婦の活用等の諸対策を積極的に実施すること。

四、医療供給体制の整備

1 国は、医療供給体制についての責任を明確にし、都道府県及び広域市町村圏を地域単位とし、自治体病院等公的病院を中核病院とする医療機関の体系的整備計画を図ること。

2 公的病院の病床規制については、これを撤廃すること。

五、病院の整備

1 施設設備の整備費に対する国庫補助金については、採択基準の緩和、補助基本額の引上げ等を行い自治体病院の整備充実を図ること。

2 老人医療対策を計画的に推進するため、国は、大幅な国庫負担による医療施設等の整備対策を早急に確立すること。

3 自治体病院の整備を図るため、特別地方債の大幅の増額を行うとともに、新たに特別の公営企業金融公庫からの融資を認めること。なお、地方債の許可基準については、その適正化を図ること。

理由

国の財政的措置は、なお不十分であるのみならず、自治体病院の医師、看護婦の確保難、自治体

病院の財政危機に対する有効適切な抜本的措置は、いまだに講ぜられず、その結果、自治体病院の経営は、急速に深刻化しており、このままでは、昭和五十年度はかつてない経営危機に直面し、自治体病院の存立さえ危ぶまれ、地域の医療を確保するに重大な支障を来すことは必至である。

第一四六号 昭和五十年九月十九日受理

財政措置の強化による自治体病院健全化に関する請願

請願者 高知県高岡郡佐川町佐川町長 渡

辺 勉

紹介議員 林 達君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一四七号 昭和五十年九月十九日受理

財政措置の強化による自治体病院健全化に関する請願

請願者 岩手県和賀郡沢内村大字太田第八

地割八〇ノ一沢内村長 太田祖電

紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一五五号 昭和五十年九月十九日受理

財政措置の強化による自治体病院健全化に関する請願

請願者 東京都青梅市東青梅一丁目青梅市

長 石川要三外六名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一八七号 昭和五十年九月二十三日受理

財政措置の強化による自治体病院健全化に関する請願

請願者 青森県南津軽郡平賀町大字柏木町

字藤山二五ノ六平賀町国民健康保

険直営平賀病院内 熊谷行高

紹介議員 寺下 岩蔵君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一八八号 昭和五十年九月二十三日受理
財政措置の強化による自治体病院健全化に関する請願
請願者 青森県上北郡百石町百石町長 三村輝文
紹介議員 山崎 竜男君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一六八号 昭和五十年九月二十日受理
自動車関係諸税(地方税)の引上げ回避に関する請願(二三通)
請願者 北海道釧路市治水町六ノ三三 堀江広三外二千七十九名
紹介議員 黒住 忠行君

理由
一、自動車ユーザーにかかる自動車関係諸税は、地方税として自動車税もしくは軽自動車税、自動車取得税、軽油引取税を、国税として物品税、自動車重量税、ガソリン税を負担しており、負担限度を超えるほど苛酷である。

二、現在北海道には、約百三十五万台の自動車在使用されており、道民三・九人に一台の割合で普及しており、商用に、あるいは農業に、また道民の生活物資の輸送等広く活用され、欠くことのできない役割を果たしている。このような状況において、自動車税等のこれ以上の引上げは、一般道民に対する大衆課税の強化となり、自動車を不可欠とする中小企業や農業の経営を圧迫し、物価の上昇を招き、ひいてはインフレを高進することとなる。

第一七三号 昭和五十年九月二十二日受理
地方財政危機突破に関する請願
請願者 東京都港区麻布十番二ノ八日本都市交通労働組合連合会内 大江栄四郎外五名
紹介議員 二宮 文造君

理由
今回の地方財政の危機は、国の経済政策と財政制度の矛盾によるものであるから、「暮しと健康を守り、住みよい自治体」を作るため、次の施策を実施されたい。

一、赤字国債発行によつて生ずる地方財政の歳入欠陥は国で全額措置すること。
二、不況に伴う地方税、交付税の減収を国で補てんとするとともに給与改訂財源の保障をすること。
三、国の長期計画の洗い直しについては、生活優先、自治体の立場に立つてすすめることと、負担区分の明確化、自治体負担分の財源保障を完全に行うこと。また、国の直轄事業負担金制度は廃止すること。

四、インフレと委任事務の激増による自治体経費の増嵩に対し、交付税率の引上げ(四十パーセント)と民生、文教関係などの超過負担の全面解消の措置をとること。
五、保育料、授業料、国保料など生活のための使用料、手数料の引上げを抑えるため国による財源援助措置を行うこと。
六、大企業等に対する租税特別措置を整理して租税の不公平を是正するとともに、地方独立税の強化及び、大企業に対する外形標準課税を行うこと。

七、都など不交付団体に対する不当な財源調整措置及び、都・特別区の交付税合算方式を廃止すること。
八、交通、上下水道、病院等の地方公営企業に対する国の財源措置の強化と独立採算制の廃止を行うこと。
九、地方債の一律許可制を改め、政府資金及び交付税などの資金配分を民主化するため「地方財政審議会」を改革し、適正手続を保障すること。

理由
地方自治体の財政は、インフレ下の本格不況に伴う地方税収の減収とともに、交付税収の大幅な落ち込みによる一般財源の圧迫によつて危機に直面している。又、自治体は国民生活に直結する諸事業を行つており、これら事業の停滞は国民生活の危機を招くから絶対に許されない。

十月九日日本委員会に左の案件を付託された。
一、財政措置の強化による自治体病院健全化に関する請願(第一九九号)
二、事業税に事業主報酬制度の創設に関する請願(第二〇五号)(第二〇六号)(第二〇七号)(第二〇八号)(第二一六号)(第二二三号)(第二三二号)(第二三三号)(第三四七号)(第三九九号)
一、市街化区域内農地の固定資産税適正化に関する請願(第三四六号)(第四〇一号)(第四〇二号)

第一九九号 昭和五十年九月二十六日受理
財政措置の強化による自治体病院健全化に関する請願
請願者 東京都日野市日野市長 森田喜美男外六名
紹介議員 上田 哲君
この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第二〇五号 昭和五十年九月二十六日受理
事業税に事業主報酬制度の創設に関する請願(三通)
請願者 東京都世田谷区三軒茶屋二ノ一四ノ九世田谷青色申告会内 吉見信義外二名
紹介議員 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二〇六号 昭和五十年九月二十六日受理
事業税に事業主報酬制度の創設に関する請願
請願者 愛知県新城市宇治の場七三新城青色申告連合会内 森田寿実
紹介議員 八木 一郎君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二〇七号 昭和五十年九月二十六日受理
事業税に事業主報酬制度の創設に関する請願
請願者 山口県長門市本深川一、三二一ノ一長門商工会議所内長門青色申告会連合会内 岩崎清
紹介議員 江藤 智君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二〇八号 昭和五十年九月二十六日受理
事業税に事業主報酬制度の創設に関する請願
請願者 茨城県日立市助川町二ノ五ノ一四日立税務署管内青色申告会連合会内 石安太郎
紹介議員 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二一六号 昭和五十年九月二十七日受理
事業税に事業主報酬制度の創設に関する請願
請願者 静岡県熱海市中央町一ノ二〇熱海青色申告会内 山田光吉
紹介議員 戸塚 進也君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二三二号 昭和五十年九月二十九日受理
事業税に事業主報酬制度の創設に関する請願
請願者 東京都武蔵野市吉祥寺本町三ノ二六ノ六武蔵野青色申告会内 三宅道夫
紹介議員 大谷藤之助君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二三三号 昭和五十年九月二十九日受理
事業税に事業主報酬制度の創設に関する請願
請願者 東京都武蔵野市吉祥寺本町三ノ二六ノ六武蔵野青色申告会内 三宅道夫
紹介議員 大谷藤之助君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第三三三号 昭和五十年九月二十九日受理
事業税に事業主報酬制度の創設に関する請願

請願者 山口県光市大字光井三、九四六ノ一
光青色申告会内 福島喜一

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第三三三三号 昭和五十年九月二十九日受理
事業税に事業主報酬制度の創設に関する請願

請願者 東京都足立区千住旭町八ノ一四足
立青色申告会内 村田守保一名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第三三七号 昭和五十年十月一日受理
事業税に事業主報酬制度の創設に関する請願

請願者 福島県いわき市平字釜川町一ノ三
いわき商工会議所内いわき青色申告会内 渡辺清臣

紹介議員 鈴木 省吾君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第三三九号 昭和五十年十月二日受理
事業税に事業主報酬制度の創設に関する請願

請願者 山梨県甲府市丸の内一ノ九ノ二
甲府青色申告会内 神田一勇

紹介議員 中村 太郎君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第三四六号 昭和五十年十月一日受理
市街化区域内農地の固定資産税適正化に関する請願

請願者 愛知県岡崎市小美町字深萩一五九
安藤来外千六百六十名

紹介議員 藤川 一秋君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第四〇二号 昭和五十年十月二日受理
市街化区域内農地の固定資産税適正化に関する請願

請願者 愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字下
市六二 加藤録一外六百名

紹介議員 橋本 繁蔵君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第四二九号 昭和五十年十月三日受理
自治体病院健全化のための財政措置に関する請願

請願者 山形県南陽町市宮内三、四七八南
陽市長 遠藤東平

紹介議員 安孫子藤吉君

現を図りたい。

一、地方税法附則第二十九条の五による、三大都市圏の市制区域で、現に宅地なみの固定資産税が課せられているいわゆるA・B農地においても、一定期間農業の用に供する意思が確認される農地については、宅地なみの課税の適用を廃し、農地課税とすること。

二、三大都市圏内市制施行区域のC農地並びにそれ以外の都市計画区域の農地並びにそれ以外の都市計画区域の市街化区域内農地については、昭和五十年年度以降も宅地なみの課税を行わないこと。

理由

重税によつて都市農業者の経営を圧迫し、都市から農業を一時的に締め出すもので極めて不当な扱いである。政府は先に生産緑地法の制定を行つてゐるが、指定要件や土地利用制限が厳しく、現実には適合しないこともあつて、全国的にみても地区指定がほとんど行われていない現状であり、最近における地価の暴落、低成長への政策転換に伴う都市開発の実態等にかんがみ、宅地供給促進のための農地の宅地並み課税は再検討すべきである。

第四〇一号 昭和五十年十月二日受理
市街化区域内農地の固定資産税適正化に関する請願

請願者 愛知県安城市御幸本町九ノ六安城
市農業協同組合長 神谷安正外三千三百九十七名

紹介議員 藤川 一秋君

この請願の趣旨は、第三四六号と同じである。

第四二九号 昭和五十年十月三日受理
自治体病院健全化のための財政措置に関する請願

請願者 岐阜県可児郡可児町下恵土六、〇
七〇 奥村和正外二名

紹介議員 中村 波明君

この請願の趣旨は、第一七三号と同じである。

第四三〇号 昭和五十年十月三日受理
市街化区域内農地の固定資産税適正化に関する請願

請願者 愛知県海部郡大治町大字三本木三
一 織田重一外四百六十八名

紹介議員 橋本 繁蔵君

この請願の趣旨は、第三四六号と同じである。

この請願の趣旨は、第三四六号と同じである。

十月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、地方財政危機突破に対する請願（第四一九号）

一、自治体健全化のための財政措置に関する請願（第四二九号）

一、市街化区域内農地の固定資産税適正化に関する請願（第四三〇号）（第四三一号）（第四五一号）（第四五二号）（第四五三号）（第四五九号）（第五九七号）（第五九八号）（第五九九号）（第六二八号）（第六二九号）（第六三〇号）（第六八一号）（第六八二号）（第六八三号）

一、事業税に事業主報酬制度の創設に関する請願（第四三三三号）（第四三三四号）（第四三三五号）（第四四七号）（第五三八号）（第五三九号）（第六〇〇号）

一、自治体病院に対する財政措置の強化等に関する請願（第五九六号）

一、自治体病院に対する財政措置強化に関する請願（第六七二号）（第六七四号）

一、自治体病院健全化のための請願（第六七三号）

一、地方財政の危機打開に関する請願（第七二六号）

第四一九号 昭和五十年十月三日受理
地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県可児郡可児町下恵土六、〇
七〇 奥村和正外二名

紹介議員 中村 波明君

この請願の趣旨は、第一七三号と同じである。

第四二九号 昭和五十年十月三日受理
自治体病院健全化のための財政措置に関する請願

請願者 山形県南陽町市宮内三、四七八南
陽市長 遠藤東平

紹介議員 安孫子藤吉君

この請願の趣旨は、第一七三号と同じである。

第四三〇号 昭和五十年十月三日受理
市街化区域内農地の固定資産税適正化に関する請願

請願者 愛知県海部郡大治町大字三本木三
一 織田重一外四百六十八名

紹介議員 橋本 繁蔵君

この請願の趣旨は、第三四六号と同じである。

自治体病院健全化のため、国の責任において積極的に次の諸対策を講ぜられたい。

一、自治体病院の巨額の累積赤字を解消するため、財政措置をさらに強化すること。

二、国民健康保険直営診療施設の運営費に対する国庫負担制度を確立すること。

三、不採算地区病院の運営費に対する国庫補助については、採択基準の緩和、補助基本額の引き上げ等国の助成措置の強化を図ること。

四、社会保険診療報酬について、自治体病院の経営実態を正しく反映するようにその体系の適正化を図るとともに、物価及び賃金の上昇並びに医療水準の向上に対応した緊急是正を早急に実施すること。

理由

国においては、最近自治体病院の不良債務解消等の措置がとられ、更に中核病院構想によるへき地医療対策も進められているが、なお十分であるのみならず、医師及び看護婦の確保難、その財政危機に対する抜本的措置はいまだに講ぜられていない。このまま推移すれば、昭和五十年度はみぞうの経営危機に直面してその存立さえも危ぶまれ、地域医療の確保に重大な支障をきたすことは必至である。

第四三〇号 昭和五十年十月三日受理
市街化区域内農地の固定資産税適正化に関する請願

請願者 愛知県海部郡大治町大字三本木三
一 織田重一外四百六十八名

紹介議員 橋本 繁蔵君

この請願の趣旨は、第三四六号と同じである。

第四三一号 昭和五十年十月三日受理
市街化区域内農地の固定資産税適正化に関する請願

請願者 愛知県岡崎市坂左右町字草ノ部一
八ノ一 六ツ美農業協同組合長

紹介議員 橋本 繁蔵君

この請願の趣旨は、第三四六号と同じである。

鈴木正児外千五百二十五名
紹介議員 藤川 一秋君
この請願の趣旨は、第三四六号と同じである。

第四五一号 昭和五十年十月四日受理
市街化区域内農地の固定資産税適正化に関する請願
請願者 愛知県安城市堀内町羽開道一 稲垣進外七百六十八名
紹介議員 藤川 一秋君
この請願の趣旨は、第三四六号と同じである。

第四五二号 昭和五十年十月四日受理
市街化区域内農地の固定資産税適正化に関する請願
請願者 愛知県海部郡美和町大字木田字猪ノ木一〇三ノ一美和町農業協同組合長 山田重蔵外五百五十五名
紹介議員 橋本 繁蔵君
この趣旨は、第三四六号と同じである。

第五三四号 昭和五十年十月六日受理
市街化区域内農地の固定資産税適正化に関する請願
請願者 愛知県犬山市大字橋爪犬山市農業協同組合内 梅田常雄外六百六十九名
紹介議員 橋本 繁蔵君
この請願の趣旨は、第三四六号と同じである。

第五三五号 昭和五十年十月六日受理
市街化区域内農地の固定資産税適正化に関する請願
請願者 愛知県岡崎市矢作町字尊所四五矢作農業協同組合長 小河恒夫外千一百五十五名
紹介議員 藤川 一秋君
この請願の趣旨は、第三四六号と同じである。

第五九七号 昭和五十年十月七日受理
市街化区域内農地の固定資産税適正化に関する請願
請願者 愛知県稲沢市高御堂町御供所五一 稲沢市農業協同組合長 山田潔外千五百三十三名
紹介議員 橋本 繁蔵君
この請願の趣旨は、第三四六号と同じである。

第五九八号 昭和五十年十月七日受理
市街化区域内農地の固定資産税適正化に関する請願
請願者 愛知県岡崎市伊賀町七ノ七九岡崎市農業協同組合長 近藤千万雄外八百三十三名
紹介議員 藤川 一秋君
この請願の趣旨は、第三四六号と同じである。

第五九九号 昭和五十年十月七日受理
市街化区域内農地の固定資産税適正化に関する請願
請願者 愛知県西春日井郡西春日町大字九之坪字東町三西春日井農業協同組合長 大口政蔵外三千七百七十三名
紹介議員 八木 一郎君
この請願の趣旨は、第三四六号と同じである。

第六二八号 昭和五十年十月八日受理
市街化区域内農地の固定資産税適正化に関する請願
請願者 愛知県稲沢市中野町西出八六一ノ一稲沢農業協同組合長 林省三外九百五十七名
紹介議員 橋本 繁蔵君
この請願の趣旨は、第三四六号と同じである。

第六二九号 昭和五十年十月八日受理
市街化区域内農地の固定資産税適正化に関する請願
請願者 愛知県岡崎市大字宮後四四六ノ一松井一三外三千二百八十五名
紹介議員 八木 一郎君
この請願の趣旨は、第三四六号と同じである。

第六三〇号 昭和五十年十月八日受理
市街化区域内農地の固定資産税適正化に関する請願
請願者 愛知県一宮市月陽町五日市場一、三二五 加藤照千代外五千八百七十二名
紹介議員 八木 一郎君
この請願の趣旨は、第三四六号と同じである。

第六八一号 昭和五十年十月九日受理
市街化区域内農地の固定資産税適正化に関する請願
請願者 愛知県瀬戸市大字菱野二、六三〇 幡山農業協同組合長 大津寛一外四百三十五名
紹介議員 橋本 繁蔵君
この請願の趣旨は、第三四六号と同じである。

第六八二号 昭和五十年十月九日受理
市街化区域内農地の固定資産税適正化に関する請願
請願者 愛知県刈谷市下重原町一ノ一六ノ八岡部喜久雄外三千二百六十四名
紹介議員 藤川 一秋君
この請願の趣旨は、第三四六号と同じである。

第六八三号 昭和五十年十月九日受理
市街化区域内農地の固定資産税適正化に関する請願
請願者 愛知県江南市大字宮後四四六ノ一松井一三外三千二百八十五名
紹介議員 八木 一郎君
この請願の趣旨は、第三四六号と同じである。

第四三三三号 昭和五十年十月三日受理
事業税に事業主報酬制度の創設に関する請願（五通）
請願者 札幌市豊平区美園九条一丁目札幌南青色申告会連合会内 光増忠勇外四名
紹介議員 岩本 政二君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第四三四号 昭和五十年十月三日受理
事業税に事業主報酬制度の創設に関する請願（九通）
請願者 愛知県岡崎市康生通東二ノ六六岡崎税務署管内青色申告会内 宮崎幸重外八名
紹介議員 藤川 一秋君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第四三五号 昭和五十年十月三日受理
事業税に事業主報酬制度の創設に関する請願
請願者 埼玉県本庄市中央一ノ二ノ四本庄税務署管内青色申告会連合会内 川瀬頼司
紹介議員 土屋 義彦君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第四四七号 昭和五十年十月四日受理
事業税に事業主報酬制度の創設に関する請願
請願者 名古屋市中村区牧野町五ノ二二名古屋中村青色申告会内 岩田五兵衛
紹介議員 橋本 繁蔵君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第五三八号 昭和五十年十月六日受理
事業税に事業主報酬制度の創設に関する請願（二通）
この請願の趣旨は、第三四六号と同じである。

請願者 石川県石川郡美川町字平加町イ二

八ノ一美川町青色申告会内 二木

喜八郎外一名

紹介議員 嶋崎 均君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第五三九号 昭和五十年十月六日受理

事業税に事業主報酬制度の創設に関する請願

請願者 山口県萩市江向四五七阿武救青色

申告会連合会内 岩本右左夫

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第六〇〇号 昭和五十年十月七日受理

事業税に事業主報酬制度の創設に関する請願（五通）

請願者 東京都大田区蒲田四ノ一〇

蒲田青色申告会内 南雲今朝雄外

四名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第五九六号 昭和五十年十月七日受理

自治体病院に対する財政措置の強化等に関する請願

請願者 茨城県水戸市三ノ九一ノ五ノ三八

茨城県知事 竹内藤男

紹介議員 郡 祐一君

自治体病院の健全化のため、国の責任において積極的に次の諸対策を講ぜられたい。

一、自治体病院に対する財政措置の強化

1 不採算・特殊医療に要する病院運営費に對する国庫負担制度を確立すること。

2 累積赤字解消のための財政措置を拡充強化すること。

二、社会保険診療報酬の是正

経営実態を正しく反映するよう体系の適正化を図ること。

理由

国においては、最近、自治体病院の不良債務解消等の措置がとられているが、なお不十分であり、自治体病院の財政危機に對する抜本的措置が講ぜられていない。このまま推移すれば、昭和五十年度末における累積欠損金は多額となり、地域医療の確保に重大な支障をきたすこととなり、ひいては、病院の存立も危ぶまれることは必至である。

第六七二号 昭和五十年十月九日受理

自治体病院に対する財政措置強化に関する請願

請願者 新潟県北蒲原郡安田町保田一、七

五六安田町長 本田富雄

紹介議員 志吉 裕君

自治体病院の健全化のため、国の責任において積極的に次の諸対策を講ぜられたい。

一、病院運営費等に対する国の財政措置

1 自治体病院の巨額の累積赤字を解消するための財政措置をさらに強化すること。

2 自治体病院の建設改良費（地方債の元利償還を含む）に對する国庫負担制度を確立すること。

二、社会保険診療報酬の是正

1 社会保険診療報酬に對して自治体病院の経営実態を正しく反映するようその体系の適正化を図るとともに物価及び賃金の上昇並びに医療水準の向上に對した緊急是正を早急に実施すること。

2 中央社会保険医療協議会に自治体病院開設者団体の代表を参加させるとともに、公益委員の増加及び権限の強化を図ること。

三、病院の整備

施設設備の整備費に對する国庫補助金については、採択基準の緩和、補助基本額の引き上げ等を行い自治体病院の整備充実を図ること。

理由

国においては、最近自治体病院の不良債務解消の措置がとられているが、なお不十分であるのみならず、その財政危機に對する抜本的措置はいまだに講じられていない。このまま推移すれば、昭和五十年度はみぞうの経営危機に直面してその存立さえ危ぶまれ、地域医療の確保に重大な支障をきたすことは必至である。

第六七四号 昭和五十年十月九日受理

自治体病院に対する財政措置強化に関する請願

請願者 新潟県北蒲原郡京ヶ瀬村京ヶ瀬村

長 小林健司

紹介議員 佐藤 隆君

この請願の趣旨は、第六七二号と同じである。

第六七三三号 昭和五十年十月九日受理

自治体病院健全化のための請願

請願者 大阪府東大阪市稲葉一ノ一ノ一東

大阪市長 伏見格之助

紹介議員 佐々木静子君

政府は国の責任において積極的に自治体病院の健全化のため、次の事項の諸対策を講ぜられたい。

一、自治体病院に対する財政措置の強化

(一) 病院運営費等に対する国の財政措置

1 自治体病院の巨額の累積赤字を解消するための財政措置をさせるための財政措置をさらに強化すること。

2 自治体病院の建設改良費（地方債の元利償還金を含む）に對する国庫負担制度を確立するとともに、心臓外科（脳神経科、特殊放射線医療等）の高度医療、老人医療、結核医療等に要する病院運営費（社会保険診療報酬及び特定財源収入に對する部分を除く）に對する国庫負担制度を確立すること。

(二) 救急医療対策

1 特別法を制定し、救急医療特別対策を体系的、計画的に強力に推進すること。

2 救急医療の運営費に對する国庫補助に對しては、採択基準の緩和、補助基本額の引上げ等国の助成措置の強化を図ること。

二、社会保険診療報酬の是正

1 社会保険診療報酬について、自治体病院の経営実態を正しく反映するようその体系の適正化を図るとともに物価及び賃金の上昇並びに医療水準の向上に對した緊急是正を早急に実施すること。

2 中央社会保険医療協議会に自治体病院開設者団体の代表を参加させるとともに、公益委員の増加及び権限の強化を図ること。

三、医師、看護婦確保対策

1 勤務医師の確保を図るため勤務医師に支給される研究手当については、非課税とする等医師確保対策を積極的に講ずること。

2 看護婦養成所の整備費及び運営費に對する助成措置を強化するとともに、看護婦の充足のための養成施設の増設、看護教員の養成、修学資金貸与制度の拡大等の諸対策を積極的に実施すること。

四、医療供給体制の整備

1 国は医療供給体制についての責任を明確にし、都道府県及び広域市町村圏を地域単位とし、自治体病院等公的病院を中核病院とする医療機関の体系的整備計画を図ること。

2 公的病院の病床規制についてはこれを撤廃すること。

五、病院の整備

1 施設設備の整備費に對する国庫補助金については、採択基準の緩和、補助基本額の引き上げ等を行い自治体病院の整備充実を図ること。

2 老人医療対策を計画的に推進するため、国は大幅な国庫負担による医療施設等の整備対策を早急に確立すること。

3 自治体病院の整備を図るため、特別地方債の大幅の増額を行うとともに、新たに特別の公営企業金融公庫からの融資を認め、地方債の許可基準についてはその適正化を図ること。

理由

自治体病院の医師、看護婦の確保、自治体病院の財政危機に対する有効適切な抜本的な措置は、いまだに講じられず、その結果、自治体病院の経営は急速に深刻の度を加えてきており、このまま推移すれば昭和五十年度はかつてない経営危機に直面し、自治体病院の存立さえ危ぶまれ、地域の医療を確保するのに重大な支障をきたすことは必至である。

第七二六号 昭和五十年十月九日受理

地方財政の危機打開に関する請願

請願者 新潟市学校町通一番町六〇二新潟県議会議長 長谷川吉雄

紹介議員 佐藤 隆君

地方財政の確立を図るため、地方税財政制度の抜本的な改革を行うとともに、次の措置を講ぜられたい。

一、生活関連施設の整備を促進するとともに、公共事業を消化するため、次の事業の地方負担額を地方交付税の事業費補正と地方債で完全に措置すること。

1 国土保全のための治山、治水、海岸整備事業。

2 食糧確保のための農業基盤整備事業。

3 産業振興のための港湾、整備事業。

二、国直轄事業負担金については、地方負担の全額について、地方債等で完全に措置すること。

三、景観対策のための公共事業の追加に伴う地方負担分に対しては、全額地方債で措置するとともに、その元利償還については、全額補給すること。

四、地方超過負担については、年度内解消を図ること。

五、給与改定に伴う所要財源については、追加財源により完全に措置すること。

十月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、市街化区域内農地の固定資産税適正化に關

する請願(第七四二号)(第七四三号)(第七四四号)(第八六〇号)(第八六一号)(第八六二号)(第八六四号)(第八六五号)(第一〇六五号)(第一〇六六号)(第一〇九一号)(第一〇九二号)(第一〇九三三三)

一、農地固定資産税に関する請願(第八四八号)、事業税に事業主報酬制度の創設に関する請願(第八五七号)(第八五八号)(第八五九号)(第一〇五八号)(第一〇九六六号)

一、自治体病院の健全化のための請願(第九七三三)

一、財政措置の強化による自治体病院健全化に關する請願(第一〇五三三)

一、固定資産税の改正に關する請願(第一一〇〇号)

一、地方財政の強化に關する請願(第一一〇一五号)

第七四二号 昭和五十年十月十一日受理

市街化区域内農地の固定資産税適正化に關する請願

請願者 愛知県幡豆郡一色町大字前野字荒子一〇〇一色町農業協同組合長 伴保夫外六百五十六名

紹介議員 藤川 一秋君

この請願の趣旨は、第三四六号と同じである。

第七四三三 昭和五十年十月十一日受理

市街化区域内農地の固定資産税適正化に關する請願

請願者 愛知県瀬戸市品野町四ノ二四五水野敬一外六百六十五名

紹介議員 橋本 繁蔵君

この請願の趣旨は、第三四六号と同じである。

第七四四号 昭和五十年十月十一日受理

市街化区域内農地の固定資産税適正化に關する請願

請願者 愛知県春日井市下八田町字下之段

六、〇二七春日井市農業協同組合長 鈴木猛外四千七百七十五名

この請願の趣旨は、第三四六号と同じである。

第八六〇号 昭和五十年十月十三日受理

市街化区域内農地の固定資産税適正化に關する請願

請願者 愛知県豊田市九久平町河内沢二八松平農業協同組合長 黒柳嘉一郎 外六百五十五名

紹介議員 藤川 一秋君

この請願の趣旨は、第三四六号と同じである。

第八六一号 昭和五十年十月十三日受理

市街化区域内農地の固定資産税適正化に關する請願

請願者 愛知県小牧市大字南外山春時一七六〇 水野銀松外三百八十八名

紹介議員 橋本 繁蔵君

この請願の趣旨は、第三四六号と同じである。

第八六二二 昭和五十年十月十三日受理

市街化区域内農地の固定資産税適正化に關する請願

請願者 愛知県大府市大府町中ラ畑二東知多農業協同組合長 深谷好次外五千四百三十二名

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第三四六号と同じである。

第九六四号 昭和五十年十月十四日受理

市街化区域内農地の固定資産税適正化に關する請願

請願者 愛知県小牧市大字岩崎五五五味岡農業協同組合長 平手幸右エ門外四百三十三名

第九六五号 昭和五十年十月十四日受理

市街化区域内農地の固定資産税適正化に關する請願

請願者 愛知県幡豆郡吉良町大字吉田字船戸一七吉良町農業協同組合長 渡辺茂平外五百十八名

紹介議員 藤川 一秋君

この請願の趣旨は、第三四六号と同じである。

第一〇六五号 昭和五十年十月十五日受理

市街化区域内農地の固定資産税適正化に關する請願

請願者 愛知県尾張旭市井田町西山二、一五一秋田正雄外九百八十三名

紹介議員 橋本 繁蔵君

この請願の趣旨は、第三四六号と同じである。

第一〇六六号 昭和五十年十月十五日受理

市街化区域内農地の固定資産税適正化に關する請願

請願者 愛知県額田郡幸田町大字菱池字岩堀六二幸田町農業協同組合長 鈴木基重外九百四十八名

紹介議員 藤川 一秋君

この請願の趣旨は、第三四六号と同じである。

第一〇九一号 昭和五十年十月十六日受理

市街化区域内農地の固定資産税適正化に關する請願

請願者 愛知県海部郡蟹江町蟹江本町字ホノ割一六〇一蟹江町農業協同組合長 神田効一外五百十三名

紹介議員 橋本 繁蔵君

この請願の趣旨は、第三四六号と同じである。

第一〇九二二 昭和五十年十月十六日受理

市街化区域内農地の固定資産税適正化に關する請願(五通)

請願者 愛知県大山市宇若宮八二大山市南

部農業協同組合長 松浦藤男外三
千六百七十五名

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第三四六号と同じである。

第一〇九三号 昭和五十年十月十六日受理

市街化区域内農地の固定資産税適正化に関する請願

請願者 愛知県幡豆郡一色町大字治明字村
前五 三矢栄助外三百二十四名

紹介議員 藤川 一秋君

この請願の趣旨は、第三四六号と同じである。

第八四八号 昭和五十年十月十三日受理

農地固定資産税に関する請願

請願者 千葉県船橋市飯山満町三ノ一、五
三一 織戸博外五千七百十八名

紹介議員 高橋 普富君

現に農業の用に供されている農地について、現行
農地評価による課税を行うことを基本として、農
業経営の継続が確保できるよう、次のとおり関係
税制の改正措置を講ぜられたい。

一、三大都市圏の市制施行区域における、いわゆ
るA・B農地については、農業の用に供する意
思が確認される場合、宅地なみ課税の適用を廃
し、農地課税とすること。

二、前記一以外の市街化区域内農地に対する固定
資産税の宅地なみ課税の拡大実施は行わないこ
と。

三、一般農地の固定資産税は現行の特例措置を継
続すること。

理由

現在、政府は財政事情悪化を打開するため、現行
税制を見なおし増税方策を検討しており、特に農
地の固定資産税については、従来の特例措置を評
価替えと合わせて改正しようとして意図している。近
時における地価の鎮静化傾向及び農業政策の確立

に関する国民の世論の動向をみるに、現時点にお
いて農地に対する課税を強化することは、土地を
絶対的生産手段としている農業の特性・農業の低
収益性を直視するならば、これを容認することは
できない。

第九五七号 昭和五十年十月十四日受理

事業主報酬制度の創設に関する請願

請願者 岡山市厚生町三ノ一ノ一五岡山青
色申告会内 梶谷忠二

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第九五八号 昭和五十年十月十四日受理

事業主報酬制度の創設に関する請願

請願者 福島県須賀川市東町五九ノ二五須
賀川青色申告会連合会内 渡辺半
蔵

紹介議員 鈴木 省吾君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第八五九号 昭和五十年十月十三日受理

事業主報酬制度の創設に関する請願

請願者 熊本県本渡市栄町一ノ二五本渡青
色申告会内 土黒繁

紹介議員 高田 浩運君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一〇五八号 昭和五十年十月十五日受理

事業主報酬制度の創設に関する請願

請願者 東京都東村山市本町一ノ二〇ノ二
七東村山青色申告会内 佐々正達

紹介議員 原 文兵衛君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一〇九六号 昭和五十年十月十六日受理

事業主報酬制度の創設に関する請願

請願者 東京都世田谷区宮坂二ノ二六ノ三
〇北沢青色申告会内 吉田勇

紹介議員 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第九七三三号 昭和五十年十月十四日受理

自治体病院の健全化のための請願

請願者 青森県東津軽郡平内町平内町長
船橋茂

紹介議員 山崎 竜男君

政府は国の責任において積極的に自治体病院の健
全化のため、次の事項の諸対策を講ぜられたい。

一、自治体病院に対する財政措置の強化

(一) 病院運営費等に対する国の財政措置

1 自治体病院の巨額の累積赤字を解消する
ための財政措置をさらに強化すること。

2 自治体病院の建設改良費(地方債の元利
償還金を含む)に対する国庫負担制度を確
立するとともに、不採算医療である老人医
療等に要する病院運営費(社会保険診療報
酬及び特定財源収入に対応する部分を除
く)に対する国庫負担制度を確立すること。

(二) 救急医療対策

1 特別法を制定し、救急医療特別対策を体
系的、計画的に強力に推進すること。

2 救急医療の運営費に対する国庫補助につ
いては、採択基準の緩和、補助基本額の引
上げ等国の財政措置の強化を図ること。

二、社会保険診療報酬の是正

1 社会保険診療報酬について、自治体病院の
経営実態を正しく反映するようその体系の適
正化を図るとともに物価及び賃金の上昇並び
に医療水準の向上に対応して緊急是正を早急
に実施すること。

2 中央社会保険医療協議会に自治体病院開設
者団体の代表を参加させるとともに、公益委
員の増加及び権限の強化を図ること。

三、医師、看護婦確保対策

1 勤務医師の確保を図るため勤務医師に支給
される研究手当等については、非課税とする
とともにへき地中核病院及びへき地所在病院

等の医師の充実を図るため、一定期間へき地
等の勤務づけ、研修上の特別便宜供与、税制
上の優遇措置、年金加算制等総合的な誘導政
策を確立すること。

2 看護婦養成所の整備及び運営費に対する助
成措置を強化するとともに、看護婦の充足の
ための養成施設の増設、看護婦の養成、修
学資金貸与制度の拡大、看護婦の離職防止、
潜在看護婦の活用等の諸対策を積極的に実施
すること。

四、医療供給体制の整備

1 国は、医療供給体制についての責任を明確
にし、都道府県及び広域市町村圏を地域単位
とし、自治体病院等公的病院を中核病院とす
る医療機関の体系的整備計画を図ること。

2 公的病院の病床規制についてはこれを撤廃
すること。

五、病院の整備

1 施設設備の整備費に対する国庫補助金につ
いては、採択基準の緩和、補助基本額の引き
上げ等を行い自治体病院の整備充実を図るこ
と。

2 老人医療対策を計画的に推進するため、国
は大幅な国庫負担による医療施設等の整備対
策を早急に確立すること。

3 自治体病院の整備を図るため、特別地方債
の大幅な増額を行うとともに、新たに特別の
公営企業金融公庫からの融資を認め、地方債
の許可基準についてはその適正化を図ること
と。

理由

自治体病院の医師、看護婦の確保、自治体病院の
財政危機に対する有効適切な抜本的措置は、い
まだに講じられず、その結果、自治体病院の経
営は急速に深刻の度を加えてきており、このまま
推移すれば昭和五十年度はかつてない経営危機に
直面し、自治体病院の存立さえも危ぶまれ、地域
の医療を確保するのに重大な支障をきたすことは

必至である。

第一〇五三号 昭和五十年十月十五日受理
財政措置の強化による自治体病院健全化に関する
請願

請願者 東京都西多摩郡奥多摩町奥多摩町
長 佐久間藤一

紹介議員 原 文兵衛君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一一〇〇号 昭和五十年十月十六日受理
固定資産税に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県
議会議員 藤原哲夫

紹介議員 岩動 道行君

自治省は、昭和五十一年度の税制改正で一般農地の
固定資産税を引き上げる方針を決め、具体的検討
に入っていると聞くが、日本の食糧供給基地とし
ての岩手県の役割りを考えるとき、農地に係る
固定資産税の改定については、農家経営に大きな
影響を与えるので、これを引き上げないよう慎重
に配慮されたい。

第一一〇一号 昭和五十年十月十六日受理
地方財政の強化に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県
議会議員 藤原哲夫

紹介議員 岩動 道行君

不況に伴う国税、地方税の減収は、地方財政を危
機にさらしているため、地方財政を強化するた
め、次の事項について措置せられたい。

一、国は当初の地方交付税総額を確保するととも
に、地方税の減収分についても補てんし、また
給与改定によって生ずる財源不足については完
全な財源措置を講ずること。

二、国の委任事務及び国庫補助事業については、
超過負担を解消すること。

三、過疎対策に多額の財政需要を要する県に対
し、過疎対策事業債による財源措置を講ずること。

と。

十月三十一日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は十月十一日)

一、昭和四十二年以後における地方公務員等共
済組合法の年金の額の改定等に関する法律等
の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共
済組合法の年金の額の改定等に関する法律等
の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共
済組合法の年金の額の改定等に関する法律等
の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共
済組合法の年金の額の改定等に関する法律等
の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共
済組合法の年金の額の改定等に関する法律等
の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共
済組合法の年金の額の改定等に関する法律等
の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共
済組合法の年金の額の改定等に関する法律等
の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共
済組合法の年金の額の改定等に関する法律等
の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共
済組合法の年金の額の改定等に関する法律等
の一部を改正する法律案

一日以前の退職に係るものについては、昭和
五十年八月分以後、その額を、前条第一項の
規定による改定年金額の算定の基礎となつた
第一条第一項各号に掲げる仮定新法の給料年
額、仮定退職年金条例の給料年額又は仮定共
済法の給料年額とみなされた額(仮定新法の
給料年額とみなされた額にあつては、その額
が、昭和四十九年改正後の新法第四十四条第
二項又は施行法第二条第一項第三十三号の規
定がその者の退職の日施行されていたとし
たならばその者の年金額の算定の基礎となる
べき給料年額を求め、その給料年額を基礎と
して第一条から第二条の四までの規定を適用
するものとした場合の同条第一項の規定によ
る改定年金額の算定の基礎となつた第一条第
一項第一号に掲げる仮定新法の給料年額とみ
なされた額を算定し、その額に別表第五の上
欄に掲げる退職の時期の区分に応じ同表の当
該下欄に掲げる率を乗じて得た額より少ない
ときは、その乗じて得た額)に一・二九三を
乗じて得た額(その額のうち仮定新法の給料
年額に係るものが三百七十二万円を超える場
合には、当該給料年額については、三百七十
二万円)をそれぞれ同項各号に掲げる仮定新
法の給料年額、仮定退職年金条例の給料年額
又は仮定共済法の給料年額とみなし、同項の
規定に準じて算定した額に改定する。

2 地方公務員共済組合の組合員であつた者に
係る新法の規定による退職年金等のうち、昭
和五十年十二月三十一日において現に支給さ
れている年金で昭和四十五年三月三十一日以
前の退職に係るものについては、昭和五十
一年一月分以後、その額を、前項中「一・二
九三」とあるのを「別表第六の上欄に掲げる退
職の時期の区分に応じ同表の当該下欄に掲げ
る率」と読み替えて、同項の規定に準じて算
定した額に改定する。

3 次の各号に掲げる年金については、前二項
の規定により改定された額が当該各号に掲げ
る額に満たないときは、昭和五十年八月分以
後、その額を、それぞれ当該各号に掲げる額
に改定する。この場合においては、第一条第
三項後段の規定を準用する。

一 退職年金のうち次のイからハまでに掲げ
る年金 次のイからハまでに掲げる年金の
区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる
額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員
期間が最短期間未満に達しているものに
係る年金 四十二万円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員
期間が九年以上のものに係る年金(イに
掲げる年金を除く)及び六十五歳未満の
者で実在職した組合員期間が最短期間
限に達しているものに係る年金 三十一
万五千円

ハ 六十五歳以上の者で実在職した組合員
期間が九年以上のものに係る年金 二十
一万円

二 廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年
金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲
げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員
期間が最短期間未満に達しているものに
係る年金 四十二万円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員
期間が九年以上のものに係る年金(イに
掲げる年金を除く)及び六十五歳未満の
者で実在職した組合員期間が最短期間
限に達しているものに係る年金 三十一
万五千円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 二
十一万円

三 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年
金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲
げる額

イ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の
妻、子又は孫が受ける年金の額の計算の

基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年金に達しているもの二十一万円

ハ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のもの（イに掲げる年金を除く。）並びに六十五歳未満の者（妻、子及び孫を除く。）が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年金に達しているもの 十五万七千五百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 十五万五千円

4 前三項の規定の適用を受ける年金を受ける者（六十五歳未満の者に限る。）が六十五歳に達したとき（遺族年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を、前項の規定に準じて改定する。

5 第一条第五項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

6 第一項及び前三項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものについて、第二項から前項までの規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和五十年十二月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものについて、それぞれ準用する。この場合においては、第一条第六項後段の規定を準用する。

7 沖繩の退職年金等のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものについては昭和五十年八月分以後、同年

十二月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものについては昭和五十年一月分以後、その額を、前各項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

第三条の二第二項中「新法の規定」を「地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定」に改め、同条の次に次の一条を加える。（昭和五十年四月における昭和四十五年四月以後の地方公務員共済組合の年金の額の改定）

第三条の三 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和五十年八月分以後、その額を、前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつた第一条第一項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条列の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなされた額に一・二九三を乗じて得た額（その額のうち仮定新法の給料年額に係るものが三百七十二万円を超える場合には、当該給料年額については、三百七十二万円を、それぞれ同項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条列の給料年額又は仮定共済法の給料年額、仮定退職年金条列の給料年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。）

2 第二条の六第三項から第五項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの退職に係るものについて準用する。この場合においては、第一条第六項後段の規定を準用する。

4 沖繩の退職年金等のうち、昭和五十年七月

三十一日において現に支給されている年金で昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和五十年八月分以後、その額を、前三項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

第四条第一項中「新法の規定」を「地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定」に改め、同条第三項中「新法の規定」を「地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定」に改め、「退職に係る年金」の下に「（第五項の規定の適用を受ける年金を除く。）」を加え、同条第五項中「及び施行法第百三十二条の二第一項第三号に規定する沖繩の組合員であつた者」を「並びに沖繩の組合員であつた者」に、「退職に係るものについては」を「退職に係るもの及び同年四月一日以後の退職に係るものについては」に改める。

第十三条中「第九条」を「第十三条」に改め、同条を第十七条とする。

第十二条中「第十条」を「第十四条」に、「第十条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条を第十六条とする。

第十一条を第十五条とし、第十条を第十四条とする。

第九条第二項中「第八条第三項」を「第十二条第三項」に改め、同条を第十三条とする。

第八条の四第一項中「第八条第一項各号」を「第十二条第一項各号」に改め、同条第二項中「第八条第三項」を「第十二条第三項」に改め、同条を第十二条の四とする。

第八条の三第一項及び第二項中「第八条第一項」を「第十二条第一項」に、「第八条の二第一項」を「第十二条の二第一項」に改め、同条第三項中「第八条第三項」を「第十二条第三項」に改め、同条を第十二条の三とする。

第八条の二を第十二条の二とし、第八条を第十二条とする。

第七条の二第一項中「遺族年金」の下に（以

下「新法の規定による地方議会議員の退職年金等」という。）を加え、「以下この項において同じ」を「以下同じ」に改め、「二万円とする。」の下に「（以下「昭和三十七年十二月一日における報酬額に係る標準報酬月額」という。）」を加え、同条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（昭和五十年四月における地方議会議員共済会の年金の額の改定）

第十一条の二 地方議会議員であつた者に係る新法の規定による地方議会議員の退職年金等のうち昭和四十五年四月三十日以前の退職に係る年金及び地方議会議員であつた者に係る施行法第百四十二条の二に規定する互助年金で、昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、その者が引き続き昭和四十五年五月一日まで当該退職に係る地方公共団体に地方議会議員として在職していたとしたならば同年五月分として受けることとなる報酬額に係る標準報酬月額（同日において適用されていた地方議会議員共済会の定款で定める標準報酬月額をいい、当該標準報酬月額が当該地方議会議員の当該退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における報酬月額に係る標準報酬月額に一・六を乗じて得た額を超えるときは、当該額とする。）に十二を乗じて得た額を新法第百六十一条第二項又は第百六十二条第二項に規定する標準報酬月額とみなし、新法第十一項又は施行法第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 施行法第百四十二条の三第四項の規定により支給される年金たる共済給付金で昭和四十五年四月三十日以前の退職に係るものについては、昭和五十年八月分以後、その額を、前二項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

第七案を第十案とする。

第六案第一項中「新法の規定」を「地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「第六案の第二項」に改め、同項として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「前項の場合」とあるのは「第七案第一項の場合」と、「前項第二号」とあるのは「第七案第一項第二号」と、「前項」にあるのは「第七案第一項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第七案第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた前項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第七案第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた前二項」と読み替えるものとする。

第六案第三項中「係るもの」の下に「及び沖繩の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金で政令で定めるもののうち、同月十五日から昭和四十八年三月三十一日まで間の退職に係るもの」を加え、同条を第七案とし、同条の次に次の三条を加える。

(昭和五十年年度における昭和四十七年四月以後の通算退職年金の額の改定)

第七案の二 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一までの間の退職に係るものについては、昭和五十年八月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

- 一 二十四万円
- 二 通算退職年金の仮定給料(前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料に一・二九三を乗じて得た額をいう)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得

た額

2 第六案の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の場合」とあるのは「第七案第二項第一項の場合」と、「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十年八月分」と、「前項第二号」とあるのは「第七案第二項第二号」と、「前項」にあるのは「第七案第二項第一項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第七案第二項第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた前項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第七案第二項第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた前二項」と読み替えるものとする。

3 前条第三項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十年八月分(その給付事由が同年八月一日以後に生じたものについては、その事由が生じた日の属する月の翌月分)以後、その額を、前二項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

(昭和五十年年度における昭和四十八年四月以後の通算退職年金の額の改定)

第八案 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和五十年八月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

- 一 二十四万円
 - 二 通算退職年金の仮定給料(当該通算退職年金の額の算定の基準となつた給料に一・二九三を乗じて得た額をいう)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額
- 2 第六案の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定につ

いて準用する。この場合において、同条第二項中「前項の場合」とあるのは「第八案第一項の場合」と、「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十年八月分」と、「前項第二号」とあるのは「第八案第一項第二号」と、「前項」にあるのは「第八案第一項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第八案第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた前項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第八案第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた前二項」と読み替えるものとする。

3 沖繩の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金で政令で定めるもののうち、昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、当該年金のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものにあつては同年八月分以後、同年八月一日以後に給付事由が生じたものにあつてはその事由が生じた日の属する月の翌月分以後、その額を、前二項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

(端数計算)

第九案 第二案の六、第三案の三、第四案の二、第五案、第六案の三及び前二条の規定により年金額を改定する場合において、これらの規定により算出して得た年金額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨てた金額をもつて、五十円以上五十円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた金額をもつてこれらの規定による改定年金額とする。

第五案の二第一項中「新法の規定」を「地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定」に改め、同条を第六案の二とし、同条の次に次の一条を加える。

(昭和五十年年度における昭和四十七年三月以前の通算退職年金の額の改定)

第六案の三 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金のうち、昭和五十年七月三十一日において現

に支給されている年金で昭和四十七年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和五十年八月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

- 一 二十四万円
 - 二 通算退職年金の仮定給料(前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料に一・二九三を乗じて得た額(地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金のうち、昭和四十九年三月三十一日以前の退職に係るものにあつては、その乗じて得た額が、昭和四十九年改正後の新法第四十四条第二項又は施行法第二条第一項第三十三号の規定がその者の退職の日に行なわれていたとしたならばその者の通算退職年金の額の算定基準となるべき給料の額を求め、その給料の額に十二を乗じて得た額を基礎として、当該通算退職年金を退職年金とみなして第一案から第二案の四までの規定を適用するものとした場合の同条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつた第一案第一項第一号に掲げる仮定新法の給料年額とみなされた額を算定し、その額に別表第五の上欄に掲げる退職の時期の区分に応じ同表の当該下欄に掲げる率を乗じて得た額に一・二九三を乗じて得た額(その額が三百七十二万円を超える場合には、三百七十二万円を十二で除して得た額より少ないときは、その除して得た額)をいう)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額
- 前項の場合において、その者に係る第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えるときは、同項の通算退職年金については、同項の規定にかかわらず、昭和五十年八月分以後、その額を、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合(その割合が

百分の八十より少ないときは、百分の八十)を同項の規定の例により算定した額に乘じて得た額に改定する。

一 前項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料を三十で除して得た額に、組合員期間に応じ新法別表第二に定める日数を乘じて得た金額

二 前項に定める通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ新法別表第三に定める率を乘じて得た金額

3 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金のうち、昭和五十年十二月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和五十一年一月分以後、その額を、第一項第二号中「一・二九三」とあるのを「別表第六の上欄に掲げる退職の時期の区分に応じ同表の当該下欄に掲げる率」と読み替えて、前二項の規定に準じて算定した額に改定する。

4 新法第八十二条第六項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前三項の規定の例により算定した額の合算額をもつてこれらの規定に定める通算退職年金の額とする。

5 第一条第五項の規定は、前各項の規定の適用を受ける通算退職年金の額の改定について準用する。

6 前条第五項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十年八月分(その給付事由が同年八月一日以後に生じたものについては、その事由が生じた日の属する月の翌月分)以後、その額を、第一項、第二項及び前二項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

7 前項の規定の適用を受ける年金(昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものに限る。)については、昭和五十一年一月分(その給付事由が同年一月一日以後に生じたもの

については、その事由が生じた日の属する月の翌月分)以後、その額を、第三項から第五項までの規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

第五条第一項中「(以下)新法の規定による通算退職年金」というを削り、同条を第六条とする。

第四条の次に次の二条を加える。

(昭和五十年度における昭和四十七年四月以後の地方公務員共済組合の年金の額の改定)

第四条の二 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間の退職に係るもの(第四項の規定の適用を受けるものを除く)については、昭和五十年八月分以後、その額を、前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつた第一条第一項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条列の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなされた額に一・二九三を乘じて得た額(その額のうち仮定新法の給料年額に係るものが三百七十二万円を超える場合には、当該給料年額については、三百七十二万円を、それぞれ同項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条列の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 第二条の六第三項から第五項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間の退職に係るものについて準用する。この場合においては、第一条第六項後段の規定を準用する。

4 前条第五項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、前三項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

(昭和五十年度における昭和四十八年四月以後の地方公務員共済組合の年金の額の改定)

第五条 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間の退職に係るもの(第五項の規定の適用を受けるものを除く)については、昭和五十年八月分以後、その額を、当該年金の額(その額につき年金額の最低保障額に関する新法、施行法その他の法律の規定で政令で定めるものとした場合の額)の算定の基礎となつた新法第四十四条第二項若しくは施行法第二十一条第三十三号又は同項第二十九号若しくは第五十七条第三項若しくは第二条第一項第三十二号に規定する給料年額若しくは新法の給料年額又は退職年金条列の給料年額若しくは恩給法の給料年額若しくは共済法の給料年額に一・二九三を乘じて得た額(その額のうち新法第四十四条第二項又は施行法第二十一条第三十三号に規定する給料年額又は新法の給料年額に係るものが三百七十二万円を超える場合には、これらの給料年額については、三百七十二万円を、それぞれ第一条第一項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条列の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 第二条の六第三項から第五項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 第二条の六第三項及び第四項の規定は、地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等で昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものうち昭和四十九年四月一日以後の退職に係る年金(第五項の規定の適用を受ける年金を除く)の額の改定について準用する。

4 第一項及び第二項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間の退職に係るものについて、前項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十九年四月一日以後の退職に係るものについて、それぞれ準用する。

5 沖繩の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等で政令で定めるもののうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されている年金で、昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間の退職に係るもの及び同年四月一日以後の退職に係るものについては、昭和五十年八月分以後、その額を、前各項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

附則第十條中「第九條」を「第十一條」に改める。
別表第一中「別表第一」を「別表第一(第一条關係)」に改める。
別表第一の二中「別表第一の二」を「別表第一の二(第一条關係)」に改める。
別表第一の三中「別表第一の三」を「別表第一の三(第一条關係)」に改める。
別表第一の四中「別表第一の四」を「別表第一の四(第二条關係)」に改める。
別表第一の五中「別表第一の五」を「別表第一の五(第二条關係)」に改める。
別表第一の六中「別表第一の六」を「別表第一の六(第二条關係)」に改める。
別表第二中「別表第二」を「別表第二(第一条關係)」に改める。

附則第十條中「第九條」を「第十一條」に改める。
別表第一中「別表第一」を「別表第一(第一条關係)」に改める。
別表第一の二中「別表第一の二」を「別表第一の二(第一条關係)」に改める。
別表第一の三中「別表第一の三」を「別表第一の三(第一条關係)」に改める。
別表第一の四中「別表第一の四」を「別表第一の四(第二条關係)」に改める。
別表第一の五中「別表第一の五」を「別表第一の五(第二条關係)」に改める。
別表第一の六中「別表第一の六」を「別表第一の六(第二条關係)」に改める。
別表第二中「別表第二」を「別表第二(第一条關係)」に改める。

別表第二の二「別表第二の二」を「別表第二の二（第一条、第二条の二、第十二条関係）」に改める。

別表第二の三「別表第二の三」を「別表第二の三（第一条の二、第十二条関係）」に改める。

別表第二の四「別表第二の四」を「別表第二の四（第二条、第十二条の二関係）」に改める。

別表第二の五「別表第二の五」を「別表第二の五（第二条の二、第十二条の三関係）」に改める。

別表第二の六「別表第二の六」を「別表第二の六（第二条の二、第十二条の三関係）」に改める。

別表第三「別表第三」を「別表第三（第一条関係）」に改める。

別表第三の二「別表第三の二」を「別表第三の二（第一条関係）」に改める。

別表第四「別表第四」を「別表第四（第二条の三、第十二条の四関係）」に改める。

別表第五「別表第五」を「別表第五（第二条の五、第二条の六、第六条の三関係）」に改め、同表の次に次の一表を加える。

別表第六（第二条の六、第六条の三関係）

退職の時期	率
昭和三十七年十二月一日から昭和三十八年三月三十一日まで	一・三四一
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日まで	一・三三八
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで	一・三二九
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで	一・三三〇
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで	一・三二五
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで	一・三一八
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで	一・三二二
昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日まで	一・三〇三

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第二条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第八十一条第五項中「減額退職年金の額とする。」の下に「のうち第七十八条の二第一項第二号に係る額を、乗じて得た額」の下に「と当該改定前の減額退職年金の額のうち同項第一号に係る額との合算額」を加える。

第八十八条第三項中「ときは」を「場合において、その該当しなくなった日から同欄に掲げる程度の廃疾の状態に該当することなく三年を経過し

たときは」に改める。

第九十条の次に次の一条を加える。

第九十条の二 廃疾年金を受ける権利を有する者が別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態に該当しなくなったときは、当該廃疾の状態に該当しない間、その支給を停止する。

第百十四条第三項及び第百二十四条第四項中「二十四万五千円」を「三十一万円」に改める。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正）

第三条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三

号）の一部を次のように改正する。

第三条第七項中「昭和四十一年六月三十日」を「昭和四十五年六月三十日」に改め、「在職した者」の下に「（沖縄の教育区に在職した者のうち、これに相当する者として政令で定める者を含む。）」を加え、同条第八項を次のように改める。

8 前二項の規定は、公立学校職員共済組合法（千九百六十八年立法第四十七号）若しくは公務員等共済組合法（千九百六十九年立法第百五十四号）の規定の適用を受ける者であつた期間を有する者若しくはその遺族又は公務員退職年金法（千九百六十五年立法第百号）の規定による年金たる給付を受ける権利を有する者については、適用しない。

第三条第九項中「昭和二十年九月三日前」を「昭和十九年四月一日前に給付事由が生じた樺太にあつた市町村の退職年金条例の規定による恩給組合条例の退職料等に相当する給付で政令で定めるもの及び昭和二十年九月三日前に、「樺太の退職料等」というを「樺太の退職料等」とと総称する」に改める。

第三条の三第一項第二号中「昭和四十八年法律第六十号」を「昭和五十年法律第 号」に改め、同項第五号中「昭和四十九年法律第九十三号」を「昭和五十年法律第 号」に改める。

第七条第一項第四号中「第十條第四号」を「第十條第六号」に改め、同項第五号中「第十條第六号」を「第十條項一項第六号」に改める。

第十條に次の三項を加える。

2 新法第七十八条第一項、前二条又は前項の規定に該当しない更新組合員のうち、学校給食に関する単純な業務その他の地方公共団体の事務に相当するものとして政令で定める特定の事務に従事していた者（地方公共団体の財政上の理由その他政令で定める理由により職員となることなく当該特定の事務に従事し、かつ、その者の当該特定の事務に係る勤務の形態が政令で定める要件に該当していた者に限る。以上この項及び次項において「特定事務従事者」という。）

であつたもので引き続いて職員となつたもの又は更新組合員以外の者（新法第七十八条第一項の規定に該当しない者に限る。）のうち、施行日の前日において特定事務従事者であつたもので、同日後引き続き職員となつたもの（これらの者のうち、職員となつた際のその者の職務が当該特定の事務と同様の内容であつた者に限るものとし、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十年法律第 号）の施行の日において組合員である者に限る。）が当該施行の日から昭和五十八年十一月三十日までの間に退職した場合において、その者の四十歳以上の組合員期間が十五年以上であり、かつ、組合員期間にその者の当該職員であつた期間に引き続く当該特定事務従事者であつた期間から十二月を控除した期間を算入するとしたならば、その期間が二十年以上となるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

3 更新組合員以外の者のうち、施行日の前日において特定事務従事者であつたもので同日後引き続き職員となつたもの（前項の規定の適用を受ける者に限る。）に係る新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用については、政令で特別の定めをするものを除き、その者を更新組合員とみなす。

4 前項に定めるもののほか、第二項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

第十一条第七項中「こえる」を「超える」に、「次条」を「第十二条」に改め、同条第十一項中「前項各号」を「第十項各号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11 八十歳以上の更新組合員が退職した場合において、第七条第一項第一号又は第二号の期間のうち前項各号に掲げる期間があるときにおけるその者に対する同項の規定の適用について

8 八十歳以上の更新組合員が退職し、新法第八十六条の規定による廃疾年金を受ける場合におけるその者に対する第一項から第六項までの規定の適用については、第一項第一号中「退職年金条の給料年額に退職料の加算率を乗じて得

三十八条第五項」を「第三十八条第七項」に改め、同条第七項中「七十歳」を「六十五歳」に、「第三十八条第五項」を「第三十八条第七項」に改める。

第五十九条第二項中「第十項及び第十一項」を「及び第十項から第十三項まで」に改める。

第六十八条第二項中「次項及び第四項」を「次項から第六項まで」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 八十歳以上の知事等であつた更新組合員が退職した場合において、その者が第一項第一号の期間で十二年を超える期間を有するときに於けるその者に対する前項の規定の適用については、同項中「三分の一」とあるのは、「三分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一）」とする。

第六十八条に次の一項を加える。

6 地方公共団体の長の退職年金を受ける者が八十歳に達した場合において、その者が第一項第一号の期間で十二年を超える期間を有するときは、その者を第四項の規定に該当する者とみなして、当該退職年金の額を改定する。

第七十六条第二項中「次項及び第四項」を「次項から第五項まで」に、「第九項」を「第十項」に改め、同条第四項中「第六十八条第四項」を「第六十八条第五項及び第六項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「前項」を「第三項」に、「と読み替える」を「と、同条第六項中「第一項第一号」とあるのは「第七十六条第四項の規定により読み替えて適用される同条第一項第一号」と、「第四項」とあるのは「同条第四項」と読み替える」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 地方公共団体の長であつた期間が十二年を超える八十歳以上の更新組合員に対する第一項の規定の適用については、同項第一号中「地方公共団体の長の退職年金条例の給料年額に知事等

としての退職料の加算率を乗じて得た額」とあるのは、「地方公共団体の長の退職年金条例の給料年額に知事等としての退職料の加算率を乗じて得た額にその給料年額に三分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一）を乗じて得た額を加えた額」とする。

第八十二条第一項中「相当する金額」の下に「（遺族年金を受ける者が新法第七十九条第一項の規定により適用することとされた新法第九十三条の三第一項各号に該当するときは、更に同条の規定に準じて算定した金額）」を加え、同条第二項中「新法第九十三条の三及び」を削る。

第八十三条第二項中「第五項までの規定」を「第七項までの規定（同条第三項第二号に係る部分を除く。）」に、「同条第四項中「前項各号」を「退職年金条例の給料年額」とあるのは「地方公共団体の長の退職年金条例の給料年額」と、同条第四項中「前項」とあるのは「第八十三条第二項において準用する前項」と、同条第五項中「第三項各号」に、「前項第一号」とを「第三項第一号」と、同条第六項中「第三項各号」とあるのは「第八十三条第二項において準用する第三項第一号」と、「第四項」とあるのは「同条第二項において準用する第四項」とに改め、同条の次に次の一条を加える。

（地方公共団体の長の公務によらない遺族年金に関する経過措置）

第八十三条の二 更新組合員である地方公共団体の長に係る新法第七十九条第一項の規定により適用することとされた新法第九十三条第二項又は第三号の規定による遺族年金の額は、第六十八条第一項及び第二項、第六十九条から第七十一条まで並びに前条第二項の規定により読み替えられた第三十八条第三項から第七項までの規定に準じて政令で定めるところにより算定した金額の百分の五十に相当する金額（遺族年金を受ける者が新法第七十九条第一項の規定により適用することとされた新法

第九十三条の三第一項各号に該当するときは、更に同条の規定に準じて算定した金額）とする。

2 第四十二条の規定は、前項の規定による遺族年金の額について準用する。

3 第八十二条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定により算定した遺族年金の額が、これらの規定を適用しないものとして算定した遺族年金の額より少ない場合について準用する。

第九十条第六項中「第一項の規定の適用を受ける」、「又は職務加算等の期間」及び「又は第四項において準用する第五十七条第五項」を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項の規定の適用を受ける」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 八十歳以上の恩給公務員である職員であつた更新組合員が退職した場合において、その者が第一項第一号の期間で十二年を超える期間を有するときは、その者に対する前項の規定の適用については、同項中「三分の一」とあるのは、「三分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一）」とする。

第九十条に次の二項を加える。

8 警察職員の退職年金を受ける者が八十歳に達した場合において、その者が第一項第一号の期間で十二年を超える期間を有するときは、その者を第三項の規定に該当する者として、当該退職年金の額を改定する。

9 警察職員の退職年金を受ける者が六十五歳に達した場合において、その者が第五項において準用する第五十七条第五項に規定する職務加算等の期間を有するときは、その者を第五項において準用する同条第五項の規定に該当する者として、当該退職年金の額を改

定する。第九十七条中第五項を削り、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 警察職員であつた期間が十五年を超える八十歳以上の更新組合員に対する第一項の規定の適用については、同項第一号中「警察職員の恩給法の給料年額の百五十分の一に相当する金額」とあるのは、「警察職員の恩給法の給料年額に百五十分の一と三分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一）とを加えた率を乗じて得た額に相当する金額」とする。

第九十七条に次の一項を加える。

6 第九十条第七項から第九項までの規定は、第一項の規定の適用を受ける廃疾年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第七項中「第一項第一号の期間で十二年」とあるのは「第九十七条第三項の規定により読み替え適用される同条第一項第一号の期間で十五年」と、「第二項」とあるのは「同条第三項」と、同条第八項中「第一項第一号の期間で十二年」とあるのは「第九十七条第四項の規定により読み替え適用される同条第一項第一号の期間で十五年」と、「第三項」とあるのは「同条第四項」と、同条第九項中「第五項において準用する第五十七条第五項」とあり、及び「第五項において準用する同条第五項」とあるのは「第九十七条第五項」と読み替へるものとする。

第九十条に次の一項を加える。

2 第四十二条の規定は、前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者について準用する。

までの規定（同条第三項第二号に係る部分を除く。）」に、「十二年」と、同条第四項中「前項各号」を「十五年」と、「退職年金条例の給料年額」とあるのは「警察職員の恩給法の給料年額」と、同条第四項中「前項」とあるのは「第九十条第二項において準用する前項」と、同条第五項中「第三項各号」に、「前項第一号」とを「第三項第一号」と、同条第六項中「第三項各号」とあるのは「第九十条第二項において準用する第三項第一号」と、「第四項」とあるのは「同条第二項において準用する第四項」とに改め、同条の次に次の一条を加える。

（警察職員の公務によらない遺族年金に関する経過措置）

第九十条の二 更新組合員である警察職員に係る新法附則第二十五条第一項の規定により適用することとされた新法第九十三条第二号又は第三号の規定による遺族年金の額は、第五十七條第六項及び第七項、第九十条第一項、第四項及び第六項、第九十条の二から第九十三項まで並びに前条第二項の規定により読み替えられた第三十八条第三項から第七項までの規定に準じて政令で定めるところにより算定した金額の百分の五十に相当する金額（遺族年金を受ける者が新法附則第二十五条第一項の規定により適用することとされた新法第九十三条の三第一項各号に該当するときは、更に同条の規定に準じて算定した金額）とする。

2 第四十二条の規定は、前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者について準用する。

3 第三十三条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定により算定した遺族年金の額が、これらの規定を適用しないものとして算定した遺族年金の額より少ない場合について準用する。

第九十一条第二項中「第十一項」を「第十三項」に改める。

第九十七條第一項中「第九十一条第一項」を

「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第百十一條第一項」に改める。

第百十九條第一項中「当該各号に規定する退職年金の額の百分の五十に相当する金額」を「次条第一項の遺族年金の額の算定の例に準じて政令で定めるところにより算定した金額」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第四十二條の規定は、前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者について準用する。

第百十九條の二を第百十九條の三とし、第百十九條の次に次の一條を加える。

第百十九條の二 更新組合員である消防職員に係る新法第九十三條第二号又は第三号の規定による遺族年金の額は、第三十八條第三項から第七項まで、第五十七條第六項及び第七項並びに第百十一條から第百十四條までの規定に準じて政令で定めるところにより算定した金額の百分の五十に相当する金額（遺族年金を受ける者が新法第九十三條の三第一項各号に該当するときは、更に同条の規定に準じて算定した金額）とする。

2 第四十二條の規定は、前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者について準用する。

3 前条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定により算定した遺族年金の額が、これらの規定を適用しないものとして算定した遺族年金の額より少ない場合について準用する。

第百三十一條第二項中「第十條各号」を「第十條第一項各号」に改め、同項第四号中「附則第十條第三項」を「附則第十一條第二項」に改める。

第百四十三條の三第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 八十歳以上の団体共済更新組合員が退職した場合において、その者が第百四十三條の二第一項第一号の期間、同項第二号イの期間及び同項第三号の期間を合算して二十年を超え

る期間を有するときに於けるその者に対する前項の規定の適用については、同項中「三分の一」とあるのは、「三分分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分分の一）とする。

6 新法第二百二條において準用する新法第七十八條第一項の規定による退職年金を受ける者が八十歳に達した場合において、その者が第百四十三條の二第一項第一号の期間、同項第二号イの期間及び同項第三号の期間を合算して二十年を超え

る期間を有するときは、その者を第四項の規定に該当する者とみなして、当該退職年金の額を改定する。

第百四十三條の十第三項中「同法」を「新法」に改め、同条第四項中「第百四十三條の三第四項」を「第百四十三條の三第五項及び第六項」に、「同項中「前項」を「第百四十三條の三第五項中「第三項」に、「と読み替へる」を「と、同条第六項中「第四項」とあるのは「第百四十三條の十第四項」と読み替へる」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 八十歳以上の団体共済更新組合員が退職し、新法第二百二條において準用する新法第八十六條の規定による廃疾年金を受ける場合におけるその者に対する第一項の規定の適用については、同項第一号中「退職時の給料年額の二百二十五分の二」とあるのは「退職時の給料年額に二百二十五分の二と三分分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分分の一）を加えた率を乗じて得た額」と、同項第二号中「退職時の給料年額の九十分の一」とあるのは「退職時の給料年額に九十分の一と三分分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分分の一）を加え

た率を乗じて得た額」と、同項第三号中「退職時の給料年額の百八十分の一・一」とあるのは「退職時の給料年額に百八十分の一・一と三分分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分分の一）を加えた率を乗じて得た額」とする。

第百四十三條の十三第三項中「第五項までの規定」を「第七項までの規定（同条第三項第二号に係る部分を除く）」に、「同条第四項中「前項各号」を「同条第四項中「前項」とあるのは「第百四十三條の十三第三項において準用する前項」と、同条第五項中「第三項各号」に、「前項第二号」とを「第三項第二号」と、同条第六項中「第三項各号」とあるのは「第百四十三條の十三第三項において準用する第三項第二号」と、「第四項」とあるのは「同条第三項において準用する第四項」とに改める。

第百四十三條の十四第一項中「又は第百四十三條の三の二の規定により算定した金額の百分の五十に相当する金額」を「から第百四十三條の四まで及び前条の規定により読み替へられた第三十八條第三項から第七項までの規定に準じて政令で定めるところにより算定した金額の百分の五十に相当する金額（遺族年金を受ける者が新法第二百二條において準用する新法第九十三條の三第一項各号に該当するときは、更に同条の規定に準じて算定した金額）」に改め、同条第二項を削る。

別表第一中「別表第一」を「別表第一（第二十三條、第七十五條関係）」に改める。

別表第二中「別表第二」を「別表第二（第二十九條、第七十八條、第九十九條関係）」に、「一、四四二、〇〇〇円」を「一、九八四、〇〇〇円」に、「九三三、〇〇〇円」を「一、二八三、〇〇〇円」に、「六一七、〇〇〇円」を「八四四、〇〇〇円」に改め、同表の備考二中「七万二千元」を「十二万円」に改め、同表の備考三中「四万二千元」を「六万円」に、「一

万二千元」を「一万八千元（同号イに掲げる者がいない場合に於ては、そのうち一人に限り四万二千元）」に改める。

別表第三中「別表第三」を「別表第三（第百四十三條の六関係）」に改める。

別表第四中「別表第四」を「別表第四（第百四十三條の六関係）」に改める。

附則
（施行期日等）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

2 附則第八條の規定は、昭和五十年八月一日から適用する。

（廃疾の程度が変つた場合の年金額の改定等に関する経過措置）
第二条 第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法（以下「改正後の法」という。）第八十八條第三項及び第九十條の二（これらの規定を改正後の法第二百二條において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に廃疾年金を受ける権利を有する者が改正後の法別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態に該当しなくなつた場合について適用する。

（掛金の標準となる給料に関する経過措置）
第三条 改正後の法第百十四條第三項及び第二百四條第四項の規定は、昭和五十年八月分以後の掛金の標準となる給料について適用し、同年七月分以前の掛金の標準となる給料については、なお従前の例による。

（沖繩の退職料等及び樺太の退職料等に関する経過措置）
第四条 第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）第三條第七項又は第九項の規定の適用により新たにこれらの規定に規定する沖繩の退職料等又は樺太の退職料等のうち年金たる給付を受ける権利を有することとなる者には、施行日の属する月分以後、これらの給付を支給する。

(普通恩給等の受給権を有する更新組合員等のうち準公務員期間等を有する者に関する経過措置)

第五條 昭和五十年八月一日において現に普通恩給、退職料、扶助料又は退職年金条例の遺族年金(以下この条において「普通恩給等」という)を受ける権利を有し、かつ、第三條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下この条において「改正前の施行法」という)第十條第一号の期間で恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第五十五号)以下この条において「改正後の法律第五十五号」という)附則第四十四條の二の規定又はこれに相当する退職年金条例の規定の適用によりその全部が当該期間に該当しないこととなるものを有する改正後の施行法第二條第一項第十号に規定する更新組合員(改正後の施行法第五十五條第一号に掲げる者を含む。以下この条及び附則第九條において「更新組合員等」という)若しくは更新組合員等であつた者又はこれらの者の遺族のうち、昭和五十年七月三十一日において改正前の施行法第十條第一号(改正前の施行法第五十五條第一号において準用する場合を含む)の規定による退職年金又はこれに係る減額退職年金若しくは遺族年金を受ける権利を有する者で政令で定めるものその他政令で定める者に係る普通恩給等及び長期給付については、これらの者が別段の申出をしないときは、改正後の法律第五十五号附則第四十四條の二の規定、これに相当する退職年金条例の規定及び改正後の施行法の規定にかかわらず、改正前のこれらの規定の例によるものとする。

(職務加算等の期間を有する者等)に関する経過措置

第六條 改正後の施行法第十一條第十一項及び第十三項、第十二條第一項、第二十七條第八項及び第九項、第三十八條第四項、第六項及び第七

項、第三十九條、第四十條、第五十七條第三項及び第五項から第七項まで、第五十九條第二項、第六十八條第二項、第四項及び第六項、第七十六條第二項、第四項及び第五項、第八十二條第一項及び第二項、第八十三條第二項、第八十三條の二、第九十條第三項、第八項及び第九項、第九十七條第四項及び第六項、第九十三條第一項及び第二項、第九十四條第二項、第九十九條第一項及び第二項、第一百零九條の二、第一百四十三條の三、第一百四十四條、第一百四十三條の十、第一百四十四條及び第一百四十三條の十三、第三項並びに第一百四十三條の十四の規定は、施行日前に給付事由が生じた給付についても、昭和五十年八月分以後適用する。

(公務傷病による死亡者に係る遺族年金の額の最低保障等)に関する経過措置

第七條 改正後の施行法第四十一條及び別表第二の規定は、施行日前に給付事由が生じた遺族年金及び廢疾年金についても、昭和五十年八月分以後適用する。

2 昭和五十年十二月三十一日以前に給付事由が生じた遺族年金又は廢疾年金について改正後の施行法第四十一條又は別表第二の規定を適用する場合に、同年八月分から同年十二月分までの年金については、同条中「五十万六千円」とあるのは「四十七万四千円」と、同表中「一、九八四、〇〇〇円」とあるのは「一、八七一、〇〇〇円」と、「一、二八三、〇〇〇円」とあるのは「一、二二四、〇〇〇円」と、「一、八四四、〇〇〇円」とあるのは「一、八〇三、〇〇〇円」とする。

ては、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、これらの年金の額は、当該各号に掲げる額とする。

一 改正後の法の規定による退職年金のうちイからハまでに掲げる年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で改正後の法の規定による退職年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という)が当該退職年金を受ける最短年金年限(以下「退職年金の最短年金年限」という)に達しているものに係る年金 四十二万円

ロ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上のもに係る年金(イに掲げる年金を除く)及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 三十一万五千円

ハ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年未満のものに係る年金 二十一万円

二 改正後の法の規定による廢疾年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で改正後の法の規定による廢疾年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という)が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 四十二万円

ロ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上のもに係る年金(イに掲げる年金を除く)及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 三十一万五千円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 二十一万円

三 改正後の法の規定による遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

れイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金で改正後の法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という)が退職年金の最短年金年限に達しているものに 二十一万円

ロ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもに(イに掲げる年金を除く)並びに六十五歳未満の者(妻、子及び孫を除く)が受ける年金で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに 十五万七千五百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 十萬五千円

2 前項の場合において、同項第三号に掲げる年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項の規定を適用するものとする。

3 第一項各号に掲げる年金で昭和五十年八月一日以後に給付事由が生じたものを受ける者(六十五歳未満の者に限る)が六十五歳に達した場合(同項第三号に掲げる年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達した場合を除く)において、これらの年金の額が同項各号に掲げる額に満たないときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの年金の額を、当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、前項の規定を準用する。

(政令への委任)

第九條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、更新組合員等若しくは更新組合員であつた者又はこれらの者の遺族が附則第五條の申出をした場合におけるこれらの者に係る長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

第九條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、更新組合員等若しくは更新組合員であつた者又はこれらの者の遺族が附則第五條の申出をした場合におけるこれらの者に係る長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

(義務教育費国庫負担法の一部改正)

第十条 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「第七条」を「第十条」に改める。

(公立養護学校整備特別措置法の一部改正)

第十一条 公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。
附則第六項中「第七条」を「第十条」に改める。

十月三十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、自治体病院に対する財政措置強化に関する請願(第一一九〇号)

一、国の財政措置の強化による自治体病院健全化に関する請願(第一一九一号)
一市街化区域内農地の固定資産税適正化に関する請願(第一二〇〇号)(第一二〇一号)(第一二〇二号)(第一二二八号)(第一二二九号)(第一二三〇号)(第一二六一号)(第一二六二号)(第一二六三号)

一、地方財政の危機突破に関する請願(第一二〇三号)(第一二一二号)

一、事業税に事業主報酬制度の創設に関する請願(第一二一六号)(第一二二七号)(第一二二七五号)(第一二三四号)(第一四〇二号)

一、地方財政危機打開、地方自治擁護に関する請願(第一二四〇号)

一、地方財政確立のための緊急措置に関する請願(第一二八七号)(第一二九六号)

一、新産業都市建設に伴う財政特別措置の延長等に関する請願(第一二八八号)(第一三三三三号)

一、地方財政の危機打開等に関する請願(第一三三二二号)

一、財政措置の強化等による自治体病院の健全化に関する請願(第一四一〇号)

一、地方財政確立のための諸施策に関する請願(第一四六一号)
一、市街化区域内農地の固定資産税に関する請願(第一四六二号)

第一一九〇号 昭和五十年十月十七日受理
自治体病院に対する財政措置強化に関する請願

請願者 新潟県北蒲原郡水原町水原町長 渡辺勇
紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第六七二号と同じである。

第一一九一号 昭和五十年十月十七日受理
国の財政措置の強化による自治体病院健全化に関する請願

請願者 北海道夕張郡長沼町長沼町長 中川清
紹介議員 町村 金五君

国の責任において積極的に自治体病院の健全化のため、次の事項の諸対策を講ぜられたい。
一、自治体病院の巨額の累積赤字を解消するため、財政措置をさらに強化すること。

二、自治体病院の建設改良費(地方債の元利償還を含む)に対する国庫負担制度を確立するとともに、不採算医療である、老人医療、精神医療、結核医療等に要する病院運営費に対する国庫負担制度を確立すること。

三、特別法を制定し、救急医療特別対策を体系的、計画的に強力に推進すること。

四、救急医療の運営費に対する国庫補助については、採択基準の緩和補助基本額の引上げ等、国の助成措置の強化を図ること。

五、社会保険診療報酬について、自治体病院の経営実態を正しく反映するようその体系の適正化を図るとともに物価及び賃金の上昇並びに医療水準の向上に対応した緊急是正を早急に実施すること。

六、中央社会保険医療協議会に自治体病院開設者団体の代表を参加させるとともに公益委員の増

加及び権限の強化を図ること。

七、勤務医師の確保を図るため総合的な誘導政策を確立すること。

八、看護婦の充足のための養成施設の増設、看護教員の養成、看護婦養成所の整備費及び運営費に対する助成措置を強化する等、諸対策を積極的に実施すること。

九、公的病院の病床規制については、これを撤廃すること。

理由
国において、とられた財政的措置は、なお不十分であるばかりでなく、自治体病院の医師、看護婦の確保、自治体病院の財政危機に対する有効適切な抜本的な措置はいまだに講じられず、その結果、自治体病院の経営は急速に深刻の度を加えてきており、このまま推移すれば昭和五十年度はみぞうの経営危機に直面し、自治体病院の存立さえも危ぶまれ、地域の医療を確保するに重大な支障をきたすことは必至である。

第一二〇〇号 昭和五十年十月十七日受理
市街化区域内農地の固定資産税適正化に関する請願(三通)

請願者 愛知県豊田市上郷町四ノ二ノ五上郷農業協同組合長 酒井一三外三千五百五十九名
紹介議員 藤川 一秋君

この請願の趣旨は、第三四六号と同じである。

第一二〇一号 昭和五十年十月十七日受理
市街化区域内農地の固定資産税適正化に関する請願(十通)

請願者 愛知県宝飯郡音羽町大字赤坂字松本一二音羽町農業協同組合長 神谷英次外六千四百八十一名
紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第三四六号と同じである。

第一二〇二号 昭和五十年十月十七日受理
市街化区域内農地の固定資産税適正化に関する請願(三通)

請願者 愛知県尾西市三条字基北二ノ一尾西市農業協同組合長 森孝一外二千六百七十三名
紹介議員 橋本 繁蔵君

この請願の趣旨は、第三四六号と同じである。

第一二二八号 昭和五十年十月十八日受理
市街化区域内農地の固定資産税適正化に関する請願(十通)

請願者 名古屋市中港區南陽町大字茶屋新田字四番割四〇二南陽町農業協同組合長 吉田利男外七千四百四十八名
紹介議員 橋本 繁蔵君

この請願の趣旨は、第三四六号と同じである。

第一二二九号 昭和五十年十月十八日受理
市街化区域内農地の固定資産税適正化に関する請願(三通)

請願者 愛知県幡豆郡吉良町大字上横須賀字宮前七〇吉良横須賀農業協同組合長 鈴木正治外四千四百三十名
紹介議員 藤川 一秋君

この請願の趣旨は、第三四六号と同じである。

第一二三〇号 昭和五十年十月十八日受理
市街化区域内農地の固定資産税適正化に関する請願(十通)

請願者 愛知県半田市宮路町二一五ノ二半田市農業協同組合長 新美坂次郎外六千二百六十八名
紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第三四六号と同じである。

第一二六二号 昭和五十年十月二十日受理
市街化区域内農地の固定資産税適正化に関する請願

請願者 愛知県半田市宮路町二一五ノ二半田市農業協同組合長 新美坂次郎外六千二百六十八名
紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第三四六号と同じである。

第一二六三号 昭和五十年十月二十日受理
市街化区域内農地の固定資産税適正化に関する請願

請願者 愛知県半田市宮路町二一五ノ二半田市農業協同組合長 新美坂次郎外六千二百六十八名
紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第三四六号と同じである。

第一二六四号 昭和五十年十月二十日受理
市街化区域内農地の固定資産税適正化に関する請願

請願者 愛知県半田市宮路町二一五ノ二半田市農業協同組合長 新美坂次郎外六千二百六十八名
紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第三四六号と同じである。

願(十二通)

請願者 愛知県海部郡佐屋町大字柚木一、
○九七佐屋町農業協同組合長 加藤静一外六千三百五十八名

紹介議員 八木 一郎君
この請願の趣旨は、第三四六号と同じである。

第一二六二号 昭和五十年十月二十日受理
市街化区域内農地の固定資産税適正化に関する請願(九通)

請願者 名古屋市緑区瀬見が丘二ノ三二五
緑農業協同組合長 榊原政尾外一万三百八十四名

紹介議員 橋本 繁蔵君
この請願の趣旨は、第三四六号と同じである。

第一二六三号 昭和五十年十月二十日受理
市街化区域内農地の固定資産税適正化に関する請願(四通)

請願者 愛知県高浜市吉浜町小中根八八
杉浦浩平外四千七十八名

紹介議員 藤川 一秋君
この請願の趣旨は、第三四六号と同じである。

第一二〇三三号 昭和五十年十月十七日受理
地方財政の危機突破に関する請願

請願者 山梨県塩山市於曾一、八〇一長
谷川政美外二十五名

紹介議員 神沢 浄君
地方財政危機突破のため、次の事項について明確な立法措置を講ぜられたい。

一、昭和五十年年度の地方交付税の減収補てん措置。
二、昭和五十年年度の地方税の減収補てん措置。
法人住民税・個人住民税等の市町村税の減収

に対しても所要の財源措置を講ずること。

三、地方債の充当率の引上げ等。
公共事業を完全に消化するため、地方負担について地方債の充当率の引上げ等適切な財源措置を講ずるとともに、国は、今後公共事業の拡大等の施策を取り上げる場合においては、地方負担を完全に措置すること。

四、地方超過負担の解消措置。
地方超過負担の解消措置は、まだ不十分であるので、昭和四十九年度の補正予算における解消措置の例にならない、年度途中においても実勢に即する解消措置を講ずること。

五、昭和五十年年度の給与改定財源措置。
給与改定に伴う所要財源については、追加財源により完全に措置すること。

理由

現下の地方自治体は、地方税の伸びが期待できない半面、社会福祉、義務教育の充実等をはじめとする義務的経費の増高により、ますます財政運営が困難な情勢である。

第一二二二号 昭和五十年十月十七日受理
地方財政の危機突破に関する請願

請願者 山梨県塩山市上於曾一〇塩山市長
笹本保雄

紹介議員 中村 太郎君
この請願の趣旨は、第一二〇三三号と同じである。

第一二一六号 昭和五十年十月十七日受理
事業税に事業主報酬制度の創設に関する請願

請願者 横浜南区井土ヶ谷下町二八ノ七
横浜南青色申告会内 並木吉治

紹介議員 泰野 章君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一二一七号 昭和五十年十月十七日受理
事業税に事業主報酬制度の創設に関する請願

請願者 北海道室蘭市海岸町二ノ三ノ二室

蘭産業会館内室蘭地方青色申告会
連合会内 若林利次

紹介議員 町村 金五君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一二七五号 昭和五十年十月二十日受理
事業税に事業主報酬制度の創設に関する請願

請願者 大分県別府市北浜二ノ九ノ四三別
府市青色申告会内 河村友吉

紹介議員 岩男 順一君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一三三四号 昭和五十年十月二十一日受理
事業税に事業主報酬制度の創設に関する請願

請願者 静岡市駒形通四ノ五ノ一六静岡青
色申告会内 森本鎮二

紹介議員 戸塚 進也君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一四〇二号 昭和五十年十月二十二日受理
事業税に事業主報酬制度の創設に関する請願

請願者 島根県出雲市今市町五四三出雲市
青色申告会内 米山茂夫

紹介議員 亀井 久興君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一二四〇号 昭和五十年十月十八日受理
地方財政危機打開、地方自治擁護等に関する請願

請願者 京都府相楽郡加茂町大字里小字西
鳥口三ノ一自治労京都府本部加茂
町職内 辻本清隆外四百三十九名

紹介議員 神谷信之助君
地方財政危機を民主的に解決するため、大資本本位の経済・財政政策を国民本位に転換し、次の事項の実現を図られたい。

一、政府は地方財政危機の責任をとり、緊急対策として地方交付税率を四十パーセントに引き上げ、緊急特別の交付金を交付すること。

二、学校・保育所・住宅・清掃施設がもつと建てられるように、国の補助金を増額し、超過負担を解消し、長期低利の政府資金運用を拡大すること。

三、国民健康保険、交通、水道などの値上げとサービス低下を防ぐため、国の補助金を大幅に増やし「独立採算制」を撤廃すること。

四、人口急増地域の公共施設建設、用地取得の特別措置法を立法化し、「過疎地域対策緊急措置法」の改正をすること。

五、大企業への特権的減免税を廃止し、課税を適正化すること。

理由

非民主的な財政制度に加え、インフレ、不況による地方税の大幅な減収と経費の高騰などにより、京都府をはじめ京都市や府下市町村の財政は、戦後経験したことのない重大な危機に見舞われており、このままでは、住民サービスの大幅な低下、福祉と教育の後退、国民健康保険・交通・保育・水道料金などの値上げが避けられず、地方自治体と住民にとって深刻な状況になつていく。

第一二八七号 昭和五十年十月二十日受理
地方財政確立のための緊急措置に関する請願

請願者 長野市大字南長野野長野県議会内
岩本忠雄

紹介議員 木内 四郎君
一、地方交付税率を大幅に引き上げること。

二、地方財政計画に計上された地方交付税を確保すること。

三、地方税の減収補てんのため、特別の財源措置を講ずること。

四、公共事業を消化するため、特別の起債わくを設け、充当率の引上げと適事業の拡大を図ること。

五、景気浮揚のため実施する公共事業等に要する財源は、国において全額措置すること。

六、地方公務員の給与改定財源を完全に措置すること。

七、超過負担解消のため、適切な財源措置を講ずること。

第一二九六号 昭和五十年十月二十一日受理

地方財政確立のための緊急措置に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議長

松下逸雄

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第一二八七号と同じである。

第一二八八号 昭和五十年十月二十日受理

新産業都市建設に伴う財政特別措置の延長等に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議内

岩本忠雄

紹介議員 木内 四郎君

新産業都市建設に伴う財政特別措置の延長及び拡充強化を図るとともに、近く策定される第三次全国総合開発計画において新産業都市の位置づけを明確にし、新産業都市建設の成果を踏まえて新たな地方都市づくりの母体としての機能を付与するよう強く要請する。

理由

新産業都市は、発足後十年を経過したが、その実情は、計画目標が未達成であるほか、生産関連施設と生活関連施設のアンバランスや環境問題等前途に、なお幾多の解決すべき課題が残されており、新産業都市構想を通じて魅力ある都市づくりを推進して行くためには、この制度の存続及び拡充強化が極めて重要であるにもかかわらず、新産業都市に関する財政特別措置は、昭和五十年年度までの期限措置となつてゐる。

第一三三三号 昭和五十年十月二十一日受理

新産業都市建設に伴う財政特別措置の延長等に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議長

松下逸雄

紹介議員 夏目 忠雄君
この請願の趣旨は、第一二八八号と同じである。

第一三五二号 昭和五十年十月二十二日受理

地方財政の危機打開等に関する請願

請願者 兵庫県西宮市戸町五ノ四 細井 恵子外百九十一名

紹介議員 小谷 守君

地方財政危機を打開し、住民サービス低下と諸料金値上げを防ぐよう、次の事項の実現を図られたい。

- 一、インフレと総需要抑制策による地方財政への圧迫を緩和する財源措置をとること。
- 二、保育所・幼稚園・学校・住宅をはじめ、地方自治体の超過負担の解消のために、直ちに所要の措置をとること。
- 三、自治体の自主財源確立のため、税制の改革を図り、当面、交付税率を四十パーセントに引き上げること。
- 四、国庫補助負担金制度の改革と、大都市財源の拡充を図ること。
- 五、上下水道・病院等の地方公営企業の独立採算制、地方債の許可制の廃止等を図ること。
- 六、国と自治体との行政事務と財源の民主的配分の検討をはじめること。

理由

現在、市町村の財政は、戦後最大の危機に見舞われており、このままでは住民サービスの大幅な低下、福祉と教育の後退、諸料金の値上げが避けられず、地方自治体と住民にとって大変な状況になつてゐる。不況とインフレなどで地方財政をここまで深刻な危機に陥れた政府は、その責任をとらないどころか、逆に自治体と住民の犠牲にしわよせする方向で切り抜けようとしてゐる。国の経済政策は、大資本本位から国民本位に転換する必要がある。

第一四一〇号 昭和五十年十月二十二日受理

財政措置の強化等による自治体病院の健全化に関する請願(一通)

請願者 鳥根県松江市末次町八六松江市長

斎藤外九名

紹介議員 龜井 久興君

自治体病院の健全化のために、次の事項の実現を図られたい。

一、自治体病院に対する財政措置の強化

(一) 病院運営費等に対する国の財政措置

1 自治体病院の巨額の累積赤字を解消するための財政措置をさらに強化すること。

2 自治体病院の建設改良費(地方債の元利償還金を含む)に対する国庫負担制度を確立するとともに、不採算医療であるガンセンター、小児センター、リハビリテーションセンター等の特殊医療、心臓外科、脳神経外科、特殊放射線医療等の高度医療、老人医療、精神医療、結核医療等に要する病院運営費(社会保険診療報酬及び特定財源収入に対応する部分を除く)に対する国庫負担制度を確立すること。

3 国民健康保険直営診療施設の運営費に対する国庫負担制度を確立すること。

4 へき地及び過疎地域の医療対策

1 へき地及び過疎地域の医療を確保するための特別法を制定し、へき地及び過疎地域中核病院整備費等補助金について、採択基準の緩和並びに補助基本額の補助率の引上げを図る等国の助成措置をさらに拡大強化し、へき地及び過疎地域医療特別対策を体系的、計画的に強力に推進すること。

2 不採算地域病院の運営費に対する国庫補助については採択基準の緩和補助基本額の引上げ等国の助成措置の強化を図ること。

(二) 救急医療対策

1 特別法を制定し、救急医療特別対策を体系的、計画的に推進すること。

2 救急医療の運営費に対する国庫補助については、採択基準の緩和、補助基本額の引

上げ等国の助成措置の強化を図ること。

二、社会保険診療報酬の是正

1 社会保険診療報酬について、自治体病院の経営実態を正しく反映するよう、その体系の適正化を図るとともに、物価及び賃金の上昇並びに医療水準の向上に対応した緊急是正を早急に実施すること。

2 中央社会保険医療協議会に自治体病院開設者団体の代表を参加させるとともに、公益委員の増加及び権限の強化を図ること。

三、医師、看護婦確保対策

1 勤務医師の確保を図るため、勤務医師に支給される研究手当については非課税とするなど、へき地及び過疎地域中核病院の医師の充足をはかるため、一定期間へき地及び過疎地域等の勤務の義務づけ、研修上の特別便宜供与、税制上の優遇措置、年金加算制等総合的な誘導政策を確立すること。

2 看護婦養成所の整備費及び運営費に対する助成措置を強化するとともに、看護婦の充足のための養成施設の増設、看護教員の養成、修学資金貸与制度の拡大、看護婦の離職防止、潜在看護婦の活用等の諸対策を積極的に実施すること。

四、医療供給制の整備

1 国は、医療供給制についての責任を明確にし、都道府県及び広域市町村圏を地域単位とし、自治体病院等公的病院を中核病院とする医療機関の体系的整備計画を図ること。

第一四六一号 昭和五十年十月二十三日受理

地方財政確立のための諸施策に関する請願

請願者 福島市杉妻町二ノ一六福島県議会議長

池田善治

紹介議員 鈴木 省吾君

地方財政確立のため、次の措置を講ぜられたい。

一、国と地方公共団体との行政事務の適正な再配

分を行い、その財源措置を講ずること。

二、地方交付税率の引上げ等により地方交付税を増額するとともに、法人事業税の課税標準を導入して、地方一般財源の安定的確保を図ること。

三、国税の租税特別措置については、地方税に及ぼす影響を断ずるとともに、地方税の非課税及び特別措置については、極力廃止及び縮小を図ること。

四、国庫補助負担事業については、補助単価の引上げ、補助対象範囲の拡大等により地方超過負担の完全解消を図ること。

五、地方公営企業に対し、財政措置の充実、企業環境の改善及び適正料金の設定等により、経営健全化を図ること。

六、直轄事業負担金制度については、国と地方公共団体との財政秩序を確立する観点から、これを廃止すること。

理由

地方財政は、厳しい経済情勢の影響を受け、歳入面では地方税等の大幅な減収が見込まれる一方、義務的経費の増高等により、かつてない財政危機に直面しており、地方公共団体は、予算の効率的執行、経費節減等、財政の健全運営に努力しているが、その財源確保対策は極めて困難である。

第一四六二号 昭和五十年十月二十三日受理

市街化区域内農地の固定資産税に関する請願

請願者 福島市杉妻町二ノ一六福島県議会

議長 池田善治

紹介議員 鈴木 省吾君

農地に対する固定資産税については、農地評価による農地課税を行うことを基本として、三大都市圏以外の市街化区域内の農地等に対する固定資産税の宅地なみ課税を実施しないよう強く要望する。

理由

近年、食糧自給度の向上を図ることが国民的課題

となっており、都市農業がその重要性を増してきている現状にかんがみ、市街化区域内の農地の固定資産税の検討に当たっては、現に農業の用に供されている農地については、今後とも農業経営が継続されるよう十分考慮すべきである。

昭和五十年十月十三日印刷

昭和五十年十月十四日発行【参議院】

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局